

安 全 管 理 規 程

令和 7 年 4 月 5 日

株式会社杣兵衛造船所

目 次

第1章	総則
第2章	経営トップの責務
第3章	安全管理の組織
第4章	安全統括管理者及び運航管理者の選解任並びに代行の指名
第5章	安全統括管理者及び運航管理者の勤務体制
第6章	安全統括管理者及び運航管理者の職務及び権限
第7章	安全管理規程の変更
第8章	運航計画、配船計画及び配乗計画
第9章	運航の可否判断
第10章	運航に必要な情報の収集及び伝達
第11章	輸送に伴う作業の安全の確保
第12章	輸送施設の点検整備
第13章	水難その他の事故の処理
第14章	安全に関する教育、訓練及び内部監査等
第15章	雑則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、経営トップが定める明確な安全方針に基づき、社内に安全最優先意識の徹底を図り、全従業員がこれを徹底して実行すべく、当社の使用する旅客船（以下「船舶」という。）の業務（付随する業務を含む。以下、同じ。）を安全、適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって全社一丸となって輸送の安全を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次表に定めるところによる。

番号	用 語	意 義
(1)	安全マネジメント態勢	経営トップにより、社内で行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、維持される状態
(2)	経営トップ	事業者において最高位で指揮し、管理する個人又はグループ
(3)	安全方針	経営トップがリーダーシップを発揮して主体的に関与し設定された輸送の安全を確保するための会社全体の意図及び方向性
(4)	安全重点施策	安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策
(5)	安全統括管理者	経営トップの中から選出した、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者
(6)	運航管理者	船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理に関する統轄責任者
(7)	運航管理補助者	運航管理者の職務を補佐する者（営業所に勤務する場合は運航管理者の職務の一部を分掌する。）
(8)	運航管理者代行	運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
(9)	陸上作業員	陸上において、旅客誘導等の作業に従事する者
(10)	船内作業員	船内において、旅客誘導等の作業に従事する者
(11)	運航計画	起終点、寄港地、航行経路、航海速力、運航回数、発着時刻、運航の時期等に関する計画
(12)	配船計画	運航計画を実施するための船舶の特定、当該船舶の回航及び入渠、予備船の投入等に関する計画
(13)	配乗計画	乗組員の編成及びその勤務割りに関する計画
(14)	発航	現在の停泊場所を解らんして次の目的港への航海を開始すること
(15)	基準航行	基準経路を基準速力により航行すること

(16)	運航	「発航」、「基準経路及び基準速力による航行の継続」又は「入港（着岸）」を行うこと
(17)	反転	目的港への航行の継続を中止し、発航港へ引返すこと
(18)	気象・湖象	風速（10 分間の平均風速）、視程（目標を認めることができる最大距離。ただし、視程が方向によって異なるときは、その中の最小値をとる。）及び波高（隣り合った波の峰と谷との鉛直距離）、水位（琵琶湖河川事務所の発表する琵琶湖の平均水位）
(19)	運航基準図	航行経路（起終点、寄港地、針路、変針点等）、標準運航時刻、航海速力、船長が甲板上の指揮をとるべき区間、その他航行の安全を確保するために必要な事項を記載した図面
(20)	船舶上	船舶の舷側より内側。ただし、舷てい、歩み板等船舶側から架設されたものがある場合はその先端までを含む。
(21)	陸上	船舶上以外の場所。ただし陸上施設の区域内に限る。
(22)	危険物	危険物船舶運送及び貯蔵規則第 2 条に定める危険物
(23)	陸上施設	岸壁（防舷設備を含む。）、旅客待合室等船舶の係留、旅客の乗降等の用に供する施設
(24)	港内	社会通念上港として認められる 区域内

（運航基準、作業基準、事故処理基準）

第3条 この規程の実施を図るため、運航基準、作業基準及び事故処理基準を定める。

- 2 船舶の運航については、この規程及び運航基準に定めるところによる。
- 3 旅客の乗下船、船舶の離着岸等に係る作業方法、危険物の取扱い、旅客への遵守事項の周知等については、この規程及び作業基準に定めるところによる。
- 4 事故発生時の非常連絡の方法、事故処理組織、その他事故の処理に必要な事項については、この規程及び事故処理基準に定めるところによる。

第2章 経営トップの責務

(経営トップの主体的関与)

第4条 船舶による輸送の安全確保のため、経営トップは次に掲げる事項について主体的に関与し、当社全体の安全マネジメント態勢を適切に運営する。

- (1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則の徹底
- (2) 安全方針の設定
- (3) 安全重点施策の策定及び確実な実行
- (4) 重大な事故等に対する確実な対応
- (5) 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保するために必要な要員、情報、輸送施設等を確実に使用できるようにすること
- (6) 安全マネジメント態勢の見直し

(経営トップの責務)

第5条 経営トップは、確固たる安全マネジメント態勢の実現を図るため、その責務を的確に果たすべく、次条以下に掲げる内容について、確実に実施する。

- 2 経営トップは、事業の輸送の安全を確保するための管理業務の実施範囲を明らかにする。

(安全方針)

第6条 経営トップは、安全管理にかかわる当社の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、当社内部へ周知する。

- 2 安全方針には輸送の安全確保を的確に図るために、次の事項を明記する。
 - (1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則
 - (2) 安全マネジメント態勢の継続的改善
- 3 安全方針は、その内容について効果的・具体的な実現を図るため、経営トップの率先垂範により、周知を容易かつ効果的に行う。
- 4 安全方針は、必要に応じて見直しを行う。

(安全重点施策)

第7条 安全方針に沿って、具体的な施策を実現するため、安全重点施策を策定し実施する。

- 2 安全重点施策は、それを必要とする部門や組織の階層グループがそれぞれ策定し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。
- 3 安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。
- 4 安全重点施策を毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。

第3章 安全管理の組織

(安全管理の組織)

第8条 この規程の目的を達成するため、次のとおり安全統括管理者、運航管理者及び運航管理補助者を置く。

- | | | | |
|-----|----|---------|-----|
| (1) | 本社 | 安全統括管理者 | 1人 |
| | | 運航管理者 | 1人 |
| | | 運航管理補助者 | 若干人 |

2 本社の担当する区域は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|----|---------------------------|
| (1) | 本社 | 瀬田川遊覧航路全域 |
| | | プリンス瀬田川航路全域 |
| | | 岡崎桜回廊十石舟めぐり周遊航路全域 |
| | | 奥琵琶湖四季めぐり周遊航路全域 |
| | | 菅浦、大浦、海津桜遊覧航路全域 |
| | | 堅田遊覧航路全域 |
| | | 堅田・雄琴遊覧航路全域 |
| | | 瀬田川湖南航路全域 |
| | | 人の運送をする内航不定期航路事業で運航する航路全域 |

第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名

(安全統括管理者の選任)

第9条 経営トップは、経営トップに位置づけられ、海上運送法施行規則第7条の2の2に規定された要件に該当する者の中から安全統括管理者を選任する。

(運航管理者の選任)

第10条 経営トップは、安全統括管理者の意見を聴いて海上運送法施行規則第7条の2の3に規定された要件に該当する者の中から運航管理者を選任する。

(安全統括管理者及び運航管理者の解任)

第11条 経営トップは、安全統括管理者又は運航管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任するものとする。

- | | |
|-----|--|
| (1) | 国土交通大臣の解任命令が出されたとき |
| (2) | 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引続き行うことが困難に成ったとき |
| (3) | 安全管理規程に違反することにより、運航管理者がその職務を引続き行うことが輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれがあると認められたとき |

(運航管理補助者の選任及び解任)

第12条 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により運航管理補助者を選任する。

2 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて運航管理補助者を解任する。

(運航管理者代行の指名)

第13条 運航管理者は、本社の運航管理補助者の中から運航管理者代行を指名しておくものとする。

- 2 前項の場合において、運航管理者は2人以上の者を順位を付して指名することができる。

第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

(安全統括管理者の勤務体制)

第14条 安全統括管理者は、常時連絡できる体制になければならない。

- 2 安全統括管理者がその職務を執ることができないときは経営トップが職務を執るものとする。

(運航管理者の勤務体制)

第15条 運航管理者は、船舶就航中は原則として本社に勤務するものとし、船舶の就航中に職場を離れるときは運航管理補助者と常時連絡できる体制になければならない。

- 2 運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ運航管理者代行にその職務を引継いでおくものとする。ただし、引継ぎ前に運航管理者と運航管理補助者の連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間運航管理者代行が自動的に運航管理者の職務を執るものとする。

(運航管理補助者の勤務体制)

第16条 本社の運航管理補助者は、船舶が就航している間は原則として本社に勤務しなければならない。

- 2 運航管理補助者は、勤務中、やむを得ず職場を離れる等その職務を執ることができないと認められるときは、あらかじめその旨を運航管理者に連絡しなければならない。

第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限

(安全統括管理者の職務及び権限)

第17条 安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) 安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持すること。
- (2) 安全マネジメント態勢の課題又は問題点を把握するために、安全重点施策の進捗状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無を経営トップへ報告し、記録すること。
- (3) 関係法令の遵守と安全最優先の原則を当社内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

(運航管理者の職務と権限)

第18条 運航管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) この規程の次章以下に定める職務を行うほか、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
 - (2) 船舶の運航全般に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。
 - (3) 運航管理補助者及び陸上作業員を指揮監督すること。
- 2 運航管理者の職務及び権限は、法令に定める船長の職務及び権限を侵し、又はその責任を軽減

するものではない。

(運航管理補助者の職務)

第19条 本社に勤務する運航管理補助者は、運航管理者を補佐するほか、運航管理者がその職務を執行できないときは、第13条第2項の順位に従いその職務を代行するものとする。

2 運航管理補助者は、管理する区域内にある船舶の運航の管理に関して、運航管理者を補佐するとともに運航管理者の指揮を受けて次の事項を実施するものとする。

- (1) 陸上における危険物その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する作業の指揮監督
- (2) 陸上における旅客の乗下船、船舶の離着岸の際における作業の指揮監督並びに船舶上におけるこれらの作業に関する船長への助言
- (3) 陸上施設の点検及び整備
- (4) 乗船待ちの旅客に対する遵守事項等の周知

第7章 安全管理規程の変更

(安全管理規程の変更)

第20条 安全統括管理者又は運航管理者は、それぞれの職務に関し、関係法令の改正、社内組織又は使用船舶の変更、航路の新設又は廃止等、この規程の内容に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは船長の意見を聴取のうえ、遅滞なく規程の変更の発議をしなければならない。

2 経営トップは、前項の発議があったときは、関係の責任者の意見を参考として規程の変更を決定する。

第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画

(運航計画及び配船計画の作成及び改定)

第21条 運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は使用船舶の性能、使用港の港勢、航路の交通状況及び自然的性質等についてその安全性を検討するものとする。

(配乗計画の作成及び改定)

第22条 配乗計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は法定乗組員および補助者が適正に確保されているか、乗組員が過労になることはないか、航路に精通した船舶職員が乗組むこととなっているか等について、その安全性を検討するものとする。

(運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更)

第23条 運航計画、配船計画又は配乗計画を臨時に変更する必要がある場合は、前2条に準じ運航管理者がその安全性を検討するものとする。

2 船舶、陸上施設又は港内の状況が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、運航管理者及び船長は協議により、運航休止、寄港地変更等の運航計画又は配船計画の臨時変更の措置をとらなければならない。

第9章 運航の可否判断

(運航の可否判断)

- 第24条 船長は、適時、運航の可否判断を行い、気象・湖象・河川の現象が一定の条件に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとらなければならない。
- 2 船長は、運航の中止に係る判断が困難あると認めるときは、運航管理者と協議するものとする。
 - 3 運航管理者は、台風等の荒天時において、船長からの求めがある場合には、第 29 条各事項の情報提供を行うとともに、必要に応じ、避航や錨泊による運航中止の措置に関する助言等適切な援助に努めるものとする。
 - 4 第二項の協議において両者の意見が異なるときは、運航を中止しなければならない。
 - 5 船長は、運航中止の措置をとったときは、速やかに、その旨を運航管理者に連絡しなければならない。
 - 6 運航管理者は、船長が運航中止の措置又は運航の継続措置をとったときは、速やかに、その旨を安全統括管理者へ連絡しなければならない。
 - 7 運航中止の措置をとるべき気象・湖象・河川の現象の条件及び運航中止の後に船長がとるべき措置については、運航基準に定めるところによる。

(運航管理者の指示)

- 第25条 運航管理者は、運航基準の定めるところにより運航が中止されるべきであると判断した場合において、船長から運航を中止する旨の連絡がないとき又は運航する旨の連絡を受けたときは、船長に対して運航中止を指示するとともに、安全統括管理者へ連絡しなければならない。
- 2 運航管理者は、いかなる場合においても船長に対して発航、基準航行の継続又は着岸を促し若しくは指示してはならない。

(経営トップ又は安全統括管理者の指示)

- 第26条 経営トップ又は安全統括管理者は、運航基準の定めるところにより運航が中止されるおそれがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。
- 2 経営トップ又は安全統括管理者は、運航管理者から船舶の運航を中止する旨の連絡があった場合、それに反する指示をしてはならない。
 - 3 経営トップ又は安全統括管理者は、船長が運航の可否判断を行い、運航を継続する旨の連絡が(運航管理者を経由して)あった場合は、その理由を求めなければならない。理由が適切と認められない場合は、運航中止を指示しなければならない。

(運航管理者の援助措置)

- 第27条 運航管理者は、船長から臨時寄港する旨の連絡を受けたときは、当該寄港地における使用岸壁の手配等適切な援助を行うものとする。

(運航の可否判断等の記録)

- 第28条 運航管理者および船長は、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を記録しなければならない。

第10章 運航に必要な情報の収集及び伝達

(運航管理者の措置)

第29条 運航管理者は、次に掲げる事項を把握し、(4) 及び (5) については必ず、その他の事項については必要に応じて船長に連絡するものとする。

- (1) 気象・湖象・河川の現象に関する情報
- (2) 港内事情、路の自然的性質
- (3) 陸上施設の状況
- (4) 河川通報、官公署の発する運航に関する情報
- (5) 乗船した旅客数
- (6) 乗船待ちの旅客数
- (7) 船舶の動静
- (8) その他、航行の安全の確保のために必要な事項

(船長の措置)

第30条 船長は、次に掲げる場合には必ず運航管理者に連絡しなければならない。

- (1) 発航前検査（点検）を終え出港するとき
 - (2) 運航基準に定められた地点に達したとき
 - (3) 入港したとき
 - (4) 事故処理基準に定める事故が発生したとき
 - (5) 運航計画又は航行の安全に係わりを有する船体、機関、設備等の修理又は整備を必要とする事態が生じたとき
- 2 船長は、次に掲げる事項の把握に努め、必要に応じ運航管理者に連絡するものとする。
- (1) 気象・湖象、河川の現象に関する情報
 - (2) 航行中の航路の状況
 - (3) 警察署、航行中の他の船舶より発せられる情報等

(運航基準図)

第31条 運航管理者は、船長と十分に協議して運航基準に定める事項を記載した運航基準図を各航路ごとに作成し、船舶及び本社に備え付けなければならない。

- 2 運航基準図に記載すべき事項は運航基準に定めるところによる。

第11章 輸送に伴う作業の安全の確保

(作業体制)

第32条 運航管理者は陸上従業員の中から陸上作業員を、船長は乗組員の中から船内作業員を指名する。

- 2 運航管理者は陸上作業員の中から陸上作業指揮者を、船長は船内作業員の中から船内作業指揮者を指名する。
- 3 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、それぞれ陸上作業及び船内作業を指揮するとともに、両者緊密な連携の下に輸送の安全の確保に努めなければならない。
- 4 作業員の具体的配置、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者の所掌、その他の作業体制については作業基準に定めるところによる。

(危険物の取扱い)

第33条 危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いは、法令及び作業基準に定めるところによる。

(旅客の乗下船等)

第34条 旅客の乗船及び下船、船舶の離着岸時の作業については作業基準に定めるところによる。

(発航前点検)

第35条 船長は、発航前に船舶が航海に支障がないかどうか、その他航海に必要な準備が整っているかどうか等を点検しなければならない。

(船内巡視)

第36条 船長は、離着岸後速やかに乗組員をして旅客室その他必要と認める場所を点検させ、法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況その他異常の有無を確認させなければならない。

2 船内点検員は、異常を発見したときは船長の指示を受けて所要の措置を講じなければならない。ただし急を要する場合であって船長の指示を受ける時間の余裕がないときは、適切な措置を講ずるとともに速やかに船長に報告するものとする。

3 船内点検員は、異常の有無を船長に報告するものとする。

(旅客等の遵守すべき事項等の周知)

第37条 運航管理者および船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、陸上及び船内において旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。

(飲酒等の禁止)

第38条 安全統括管理者等は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない。

2 乗組員は、飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施してはならない。

3 船長は、乗組員が飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施させてはならない。

第12章 輸送施設の点検整備

(船舶検査結果の確認)

第39条 運航管理者は、船舶が法令に定める船舶検査を受検したときは、当該検査の結果を確認しておくものとする

(船舶の点検整備)

第40条 船長は、船体、機関、諸設備、諸装置等について、点検簿を作成し、それに従って、原則として毎日1回以上点検を実施するものとする。ただし、当日、発航前点検を実施した事項については点検を省略することができる。

2 船長は、前項の点検中、異常を発見したときは、直ちに運航管理者に報告する。

3 運航管理者は、前項の報告を受けたときは、直ちに修理整備の措置を講じなければならない。

(陸上施設の点検整備)

第41条 運航管理者は、陸上施設点検簿に基づいて、毎日1回以上、係留施設（浮き桟橋、岸壁、ピット、防舷材等）、乗降用施設（タラップ、歩み板等）、転落防止施設（ハンドレール、チェ

ーン等)等について点検し、異常のある個所を発見したときは、直ちに修復整備の措置を講じなければならない。なお、当該施設が港湾管理者その他の者の管理に属するものである場合は、当該施設の管理者に通知してその修復整備を求めるものとする。

第13章 水難その他事故の処理

(事故処理にあたっての基本的態度)

第42条 事故の処理にあたっては、次に掲げる基本的な態度で臨むものとする。

- (1) 人命の安全の確保を最優先とすること。
- (2) 事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずること。
- (3) 事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること。
- (4) 船長の対応措置に関する判断を尊重すること。
- (5) 陸上従業員は、陸上でとりうるあらゆる措置を講ずること。

(船長のとるべき措置)

第43条 船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに運航管理者及び警察官署等に連絡をしなければならない。この場合において措置の助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。

- 2 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難信号を発しなければならない。なお、(携帯)電話等により「110番」へ通報しなければならない。

(運航管理者のとるべき措置)

第44条 運航管理者は、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったとき又は船舶の動静を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、安全統括管理者へ速報しなければならない。

(経営トップ及び安全統括管理者のとるべき措置)

第45条 安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡によって事故の発生を知った時は、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、経営トップに速報しなければならない。

- 2 経営トップ及び安全統括管理者は、事故の状況、被害規模等を把握・分析し、適切に対応措置を講じなければならない。また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講じなければならない。

(事故の処理)

第46条 事故の処理は、事故処理基準に定める事故処理組織により行うものとする。

(通信の優先処理)

第47条 事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理させなければならない。

(関係官署への連絡)

第48条 運航管理者は、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局等及び警察署にその概要及び事故処理の状況を報告し助言を求めなければならない。

(事故の原因等の調査)

第49条 安全統括管理者および運航管理者は、それぞれの職務に応じ、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発の防止及び事故処理の改善を図るものとする。

第14章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等

(安全教育)

第50条 安全統括管理者及び運航管理者は、運航管理補助者、陸上作業員、乗組員、安全管理に従事する者、内部監査を担当する者に対し、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準を含む。）、滋賀県が条例で定める滋賀県琵琶湖等水上安全条例その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的の実施し、その周知徹底を図らなければならない。

- 2 運航管理者は、航路の状況及び海難その他の事故及びインシデント（事故等の損害を伴わない危険事象）事例を調査研究し、随時又は前項の教育に併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。

(操練)

第51条 船長は、法令に定める操練を行ったときは、その実施状況を運航管理者に報告するものとする。

(訓練)

第52条 安全統括管理者及び運航管理者は、経営トップの支援を得て関係者とともに年1回以上事故処理に関する訓練を実施しなければならない。訓練は、全社的体制で処理する規模の事故を想定した実践的なものとする。この場合、前条の操練は当該訓練に併せて実施することができる。

(記録)

第53条 運航管理者は、前3条の教育等を行ったときは、その概要を記録簿に記録しておくものとする。

(内部監査及び見直し)

第54条 内部監査を行う者は、経営トップの支援を得て関係者とともに年1回以上船舶及び陸上施設の状態並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を行うものとし、船舶の監査は停泊中及び航海中の船舶について行うものとする。さらに、重大事故が発生した場合には速やかに実施する。

- 2 内部監査にあたっては、経営トップは、その重要性を社内に周知徹底する。
- 3 内部監査を行うに際し、安全マネジメント態勢の機能全般に関し見直しを行い、改善の必要性、実施時期について評価し、改善に向け作業する。
- 4 内部監査及び見直しを行ったときは、その内容を記録する。
- 5 内部監査を行う者は、安全統括管理者及び運航管理者等が業務の監査を行うほか、特に陸上側の安全マネジメント態勢については、監査の客観性を確保するため当該部門の業務に従事していない者が監査を行う。

第15章 雑則

(安全管理規程等の備付け等)

第55条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、安全管理規程（運航基準、作業基準及び事故処理基準を含む。）及び運航基準図を船舶その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるように備付けなければならない。

- 2 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、それぞれの職務に関し作成した各種文書はそれぞれの職務に応じ適切に管理する。

(情報伝達)

第56条 安全統括管理者は、パソコン、社内 LAN 等を活用した輸送の安全の確保に関する情報データベース化を行うとともに、容易なアクセス手段を用意する。

- 2 輸送の安全に係る運航・整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門が、現場の顕在的課題、潜在的課題等を、経営トップへの直接上申する手段（目安箱、社内メール）等を用意する。
- 3 安全統括管理者は、前項の上申又はその他の手段により安全にかかる意見等の把握に努め、その検討、実現反映状況について社内へ周知する。
- 4 安全統括管理者は、輸送の安全を確保するために講じた措置を適宜の方法により外部に公表しなければならない。また、輸送の安全にかかる情報を適時、外部に対して公表する。

附 則

この規程は、令和 2 年 7 月 1 日より実施する。

この規程は、令和 4 年 3 月 1 日改訂、3 月 5 日より実施する。

この規程は、令和 5 年 4 月 27 日改訂、実施する。

この規程は、令和 6 年 4 月 13 日改訂、実施する。

この規程は、令和 6 年 4 月 20 日改訂、実施する。

この規程は、令和 7 年 4 月 5 日改訂、実施する。

運 航 基 準

令和 7 年 4 月 5 日
株式会社全兵衛造船所

目 次

第1章	目的
第2章	運航の可否判断
第3章	船舶の航行

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、株式会社壱兵衛造船所が運航するすべての航路および水域の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 1) 瀬田川遊覧航路、プリンス瀬田川航路、瀬田川湖南航路

船長は、発航前に運航の可否判断を行い、瀬田川付近の気象・湖象が次に掲げる条件の一に達していると認めるとき、航行中に遭遇するおそれがあると認められるときは、発航を中止しなければならない。尚、情報の収集は彦根气象台が発表する気象情報並びに琵琶湖河川事務所が発表する琵琶湖の平均水位及び南郷洗関の放水量の情報をもっておこなう。

風速	10m/s以上
波高	0.2m以上
視界	300m以下
放水量	400m ³ /s以上
上位水位	+50cm以上
下位水位	-45cm以下

2) 岡崎桜回廊十石舟めぐり周遊航路

船長は、発航前に運航の可否判断を行い、南禅寺付近の気象、河川の現象が次に掲げる条件の一に達していると認めるとき、航行中に遭遇するおそれがあると認められるときは、発航を中止しなければならない。尚、情報の収集は京都地方气象台及び京都市上下水道局が発表する気象情報並びに河川情報を確認し対応する。

風速	10m/s以上
波高	0.2m以上
視界	50m以下

3) 奥琵琶湖四季めぐり周遊航路

風速	10m/s以上
波高	0.5m以上
視界	300m以下

4) 菅浦、大浦、海津桜遊覧航路

風速	10m/s以上
波高	0.5m以上
視界	300m以下
岸壁より舷の高さが±0.18m以上	

5) 堅田遊覧航路、堅田・雄琴遊覧航路

風速	10 m / s 以上
波高	0.2 m 以上
視界	300 m 以下

- 2 船長は、前項の規程に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。
- 3 航路の定めのない水域については、第1項の航路に準ずる。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、航行中、周囲の気象・湖象・河川の現象が第2条第1項に掲げる条件の一に達したと認められるときは、基準航行に関わらず航行の継続を中止し、反転・避泊・その他適切な処置をとらなければならない。特に周囲の視程が基準に達すると認められるときは、基準経路如何に関わらず、一層見張りを厳重にするとともに航海用レーダー等の有効活用により安全航行を維持しなければならない。また、そのときの状況に適した安全な速力に減速する等、適切な処置を講じなければならない。

(入港の可否判断)

第4条 船長は、入港予定地港内の気象・湖象・河川の現象が第2条第1項に掲げる条件の一に達したと認められるときは、入港を中止し、錨泊・抜港・臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

(運航の可否判断の記録)

第4条の2 運航管理者および船長は、運航の可否判断、運航の中止の措置及び協議の内容を運航記録簿に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(運航基準図等)

第5条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれら相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
- (3) 標準運航時刻（起点、終点及び寄港地の発着時刻並びに主要地点通過時刻）
- (4) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする河川域
- (5) 船長が運航管理者と連絡をとるべき地点
- (6) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (7) その他航行の安全を確保するために必要な事項

- 2 船長は、基準経路、避険線その他必要と認める事項を常用湖図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第6条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり、入出港時以外は河川幅のほぼ中央を航行する。但し、通航船舶・漁船等により、船舶のふくそうを要する場合は船長の判断により安全な経路をとる。

(速力基準等)

第7条 速力基準図は、次の通りとする。

- ① 瀬田川遊覧航路、プリンス瀬田川航路、堅田遊覧航路、堅田・雄琴遊覧航路
瀬田川湖南航路 人の運送をする内航不定期航路事業で運航する航路全域

「一番丸」

速力区分	速力	毎分機関回転数
最低力(2.0 ノット)	2. 3 ノット	8 7 5 rpm
最微速(1/4)	4. 5 ノット	1, 5 7 5 rpm
微速(3/8) 瀬田川遊覧航路、 プリンス瀬田川航路航海速力	7. 0 ノット	1, 8 0 3 rpm
微速(3/8) 堅田遊覧航路 堅田・雄琴遊覧航路	6. 0 ノット	
半速力(1/2)	8. 2 ノット	1, 9 8 4 rpm
全速力(4/4)	1 0. 0 ノット	2, 5 0 0 rpm
航海速力	9. 0 ノット	2, 3 0 0 rpm

「屋形船 四季」

速力区分	速力	毎分機関回転数
最低力	3 ノット	8 0 0 rpm
最微速(1/8) 瀬田川湖南航路	7. 0 ノット	1, 8 0 0 rpm
最微速(1/8) 堅田・雄琴遊覧航路	6. 0 ノット	
微速(1/4)	8. 4 ノット	1, 9 5 4 rpm
半速力(1/2)	1 0 ノット	2, 4 6 1 rpm
全速力(4/4)	1 4 ノット	3, 1 0 1 rpm
航海速力	1 2 ノット	2, 8 1 7 rpm

※瀬田川湖南航路では、運航コースによる時間調整のため速力を調整または一時停泊する。

- ② 岡崎桜回廊十石舟めぐり周遊航路

「へいあん」

速力区分	速力	毎分機関回転数
最低力		
最微速		
微速力(1/4)	2. 0 ノット	
半速力(1/2)	3. 5 ノット	
全速力(4/4)	4. 0 ノット	
航海速力	3. 8 ノット	

「みやび」

速力区分	速力	毎分機関回転数
最低力		
最微速		
微速力(1/4)	2. 0ノット	
半速力(1/2)	3. 5ノット	
全速力(4/4)	4. 0ノット	
航海速力	3. 8ノット	

③ 奥琵琶湖四季めぐり周遊航路、菅浦、大浦、海津桜遊覧航路

瀬田川遊覧航路、人の運送をする内航不定期航路事業で運航する航路全域

「River Wanderer」

速力区分	速力	毎分機関回転数
最低力		
最微速		
微速力(1/4)	2. 0ノット	
半速力(1/2)	8. 0ノット	
全速力(4/4)	14. 0ノット	
航海速力	12. 0ノット	

※瀬田川航海速力7ノット

「MOKUBE」

速力区分	速力	毎分機関回転数
最低力		
最微速		
微速力(1/4)	3. 0ノット	
半速力(1/2)	10. 0ノット	
全速力(4/4)	18. 0ノット	
航海速力	16. 0ノット	

※瀬田川航海速力7ノット

「ゆりきやも」

速力区分	速力	毎分機関回転数
最低力		
最微速		
微速力(1/4)		
半速力(1/2)		
全速力(4/4)	20. 2ノット	
航海速力	17. 0ノット	

※瀬田川航海速力7ノット

- 2 船長は、速力基準表を操舵室の操作する位置から見易い場所に提示しなければならない。
- 3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操作性能表を船橋に備え付けておかなければならない。

(特定航法)

第8条 1) 瀬田川遊覧航路、プリンス瀬田川航路の航法

- (1) 船舶は、いずれの港に入港しようとするときも、船首を瀬田川の流れの上流に向けて係留しなければならない。
- (2) 船舶は、停船中・航行中は旅客船・調査船及びプレジャーボート等その他雑種船の航送波に留意するとともに、自船の航送波により他船に危険を及ぼさないよう注意する。また、航行中は他船との距離を十分に保ち安全な速力をもって航行しなければならない。

- (3) 船舶は、滋賀県琵琶湖等水上安全条例に基づき航行し、航行中は速力を7ノット以下にて航行しなければならない。
- (4) 船舶は、瀬田川遊覧航路において琵琶湖汽船株式会社殿が運航する旅客船との共有がある場合は、事前に協議し安全に運航しなければならない。

2) 岡崎桜回廊十石舟めぐり周遊航路

- (1) 船舶を南禅寺船溜り港に入船にて着船し、速やかに安全に旅客の下船を行う。
出港は旅客を後部出入口より乗船を行い順次乗船次第着席をお願いする。
乗船完了後、先ず船尾係留ロープを解除し微速にて約45度に船尾をおこす。
その後、船首部の係船ロープを解除し、後進しながら後部の岸壁と前部の栈橋に注意し夷川ダム方面に向きをとり、そのまま前進する。
- (2) 往復3km、所要時間25分程度で、速力も桜の遊覧を目的とする為、平均4ノットで航行する。
- (3) 航行水域に施設は存在しないが、陸上施設として架橋が6ヶ所架設されており、そのうちの3ヶ所については、水面上と橋の下面の高さが低い為、通橋の際船舶の屋根（屋形）の部分を電動式昇降設備にて昇降させる。

（通常連絡等）

第9条 運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

（入港連絡等）

第10条 船長は、入港の予定に支障が生ずるおそれがある場合には、運航管理者または運航管理補助者に次の事項を連絡しなければならない。

- (1) 入港予定時刻
- (2) 運航管理者または運航管理補助者の援助を必要とする事項
- 2 前項の連絡を受けた運航管理者又は運航管理補助者は、船長に次の事項を連絡するものとする。
 - (1) 着岸岸壁の使用船舶の有無
 - (2) 着岸岸壁付近の停泊船舶の状況
 - (3) 岸壁付近の風向、風速、視程、波浪（風浪、うねりの方向、波高）
 - (4) その他操船上の参考となる事項

（連絡方法）

第11条 船長と運航管理者または運航管理補助者との連絡は、携帯電話にて行う。

（機器点検）

第12条 船長は入港着岸（栈）前、栈橋手前3艇身等入港地の状況に応じ安全な水域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

（記録）

第13条 船長および運航管理者は、基準航路の変更に関する記録を運航記録簿に記録する。

附 則

この規程は、令和 2 年 7 月 1 日より実施する。

この規程は、令和 4 年 3 月 1 日改訂、3 月 5 日より実施する。

この規程は、令和 5 年 4 月 27 日改訂、実施する。

この規程は、令和 6 年 4 月 13 日改訂、実施する。

この規程は、令和 5 年 4 月 27 日改訂、実施する。

この規程は、令和 7 年 4 月 5 日改訂、実施する。

作 業 基 準

令和7年4月5日
株式会社壱兵衛造船所

目 次

第1章	目的
第2章	作業体制
第3章	危険物の取扱い
第4章	乗下船の作業
第5章	旅客の遵守事項等の周知

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、株式会社壱兵衛造船所が運航するすべての航路および水域の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 運航管理者または運航管理補助者は、陸上作業員を指揮して陸上において、乗船待機中の旅客の整理、乗下船する旅客の誘導、船舶の離着岸時の綱取り及び綱放し等の作業を実施する。

2 船長は、船内作業員を指揮して、船舶上における乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する。

第3章 危険物の取扱い

(危険物の取扱い)

第3条 危険物の取扱いは、運航管理者の指示に従い、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令の定めるところにより行うものとする。

2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するか又は一定の条件をつけて運送を引き受けるものとする。ただし、原則として船室に持ち込むことは拒絶しなければならない。

3 陸上作業員又は乗組員は、旅客の手荷物及び小荷物が前2項の危険物等に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は船長の指示を受けて運送申込人の立会いのもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。

4 船長及び陸上作業員または乗組員は、前3項の措置を講じたときは、直ちに、当該措置を運航管理者に報告するものとする。

第4章 乗下船作業

(乗船待ちの旅客の整理)

第4条 (1) 瀬田川遊覧航路、プリンス瀬田川航路

①瀬田川新港、石山寺港

乗船待ちの旅客等が船舶の離着岸作業等により危害を受けないよう、栈橋に施錠を行い、施設外で待機させる等安全の確保に努める。

②におの浜観光栈橋

- ・乗船チケットへの引換や当日販売は、乗船 20 分前に渡りの門を開錠し開始する。
- ・係員は、乗船客に栈橋付近にて待機させ、速やかにチケットが引換・購入できるよう案内し整理を行う。
- ・チケット購入後は、栈橋手前に誘導して安全に乗船できるよう待機させ、下船が完了するまで乗船客は渡り栈橋内に入れないようにする。

③烏丸半島港、おごと温泉港、大津港3号栈橋

- ・陸上員は券売時に乗船15分前までに待合所に集合することを乗船客に伝え、10分前に乗船客の乗船券および人数を確認後、乗口まで誘導する。

(2) 岡崎桜回廊十石舟めぐり周遊航路

乗船待ちの旅客等が船舶の離着作業等により危害を受けないよう、施設外で待機させる等安全の確保に努める。

(3) 奥琵琶湖四季めぐり周遊航路

乗船待ちの旅客等が船舶の離着作業等により危害を受けないよう、施設外で待機させる等安全の確保に努める。

(4) 菅浦、大浦、海津桜遊覧航路

乗船待ちの旅客等が船舶の離着作業等により危害を受けないよう、施設外で待機させる等安全の確保に努める。

(5) 堅田遊覧航路

乗船待ちの旅客等が船舶の離着作業等により危害を受けないよう、クラブハウス内で待機させる等安全の確保に努める。

(6) 堅田・雄琴遊覧航路

乗船待ちの旅客等が船舶の離着作業等により危害を受けないよう、発券所前で待機させる等安全の確保に努める。

(7) 瀬田川湖南航路

乗船待ちの旅客等が船舶の離着作業等により危害を受けないよう、待合所内で待機させる等安全の確保に努める。

(8) 人の運送をする内航不定期航路事業で運航する航路全域

乗船待ちの旅客等が船舶の離岸作業等により危害を受けないよう、施設外で待機させる等安全の確保に努める。

(旅客の乗船)

第5条 乗客の乗船は、原則として着岸作業が終了し、船長の安全確認後、旅客誘導の指示を受けて船内作業員により行うものとする。

又、岡崎桜回廊十石舟めぐり周遊航路においては、同時にライフジャケットの着用を指導する。

2 船長の指示に従い、舷門の開放並びに栈橋の施錠の開放を行うこととする。

3 陸上作業員は、旅客を乗船口に誘導する。

4 陸上作業員及び船内作業員は、乗船旅客数（無料幼児を含む。）を把握し、旅客数を超えていないことを確認して、それぞれ運航管理（補助）者及び船長に乗船旅客数を報告する。

(離岸作業)

第6条 (1) 瀬田川遊覧航路、プリンス瀬田川航路

- ・乗組員および陸上作業員は、乗客を安全に誘導し乗船完了後、乗客が椅子に腰を掛けた、または手摺等を持って安全を確保した事を確認したあと船長に報告する。

- ・船長はその状況を再確認後、乗組員及び陸上作業員を指揮して迅速、確実に係留索を放し、微速前進にて離岸する。
- ・陸上作業員は出入口の施錠をおこなう。

(2) 岡崎桜回廊十石舟めぐり周遊航路

乗客を安全に誘導し乗船が終了し、乗客が椅子に腰を掛けたのを確認した後、補助員は船長に報告し、再度船長がその状況を確認し、補助員が船体ロープを解き出航する。

(3) 奥琵琶湖四季めぐり周遊航路

乗客を安全に誘導し乗船完了後、乗客が椅子に腰を掛けた事を確認した後、補助員は船長に報告し、再度船長がその状況を確認し、補助員が船首並びに船尾の係船ロープを解き微速前進にて離岸する。

(4) 菅浦、大浦、海津桜遊覧航路

旅客の下船が完了後、陸上作業員、乗組員は旅客がいらないか安全確認し陸上作業員は渡り栈橋をはずした後、船尾係船ロープを外し乗組員に渡す。

その後、船長に連絡し船長は微速前進にて舵を右に切り船尾を左に回転させていく。その際、乗組員及び陸上作業員は岸壁等周囲に十分注意し接触しないように配慮する。

本船が乗降岸壁に対しほぼ直角位の位置まで移動したところで、船長はクラッチを中立にし、中立にした事を陸上作業員に伝え陸上作業員は船首係船ロープを係留環からはずし、船首を左方向に移動させる際、係留環に係船ロープを通し旅客下船場所辺りまでロープを引き移動する。その時船長は安全確認し舵を右にきり微速前進していき船尾を岸壁に接岸させる。接岸と同時に船長はクラッチを中立する。又、乗組員は本船が移動回転している時、十分に回りに注意し接岸した後、船尾係船ロープを係留環に取り付ける。陸上作業員、乗組員は渡り栈橋を取付、安全確認した後、各配置につき旅客の乗船誘導を行い乗船が安全に完了後に渡り栈橋を取り外す。

体勢が整のったら船尾係船ロープを外し、船長は微速前進にて船尾を右方向に回転させ、岸壁より 2～3m の位置まで船尾が移動した後中立にし、陸上作業員は船首に移動し船首係船ロープを外すと同時にボートフックにて船首を右方向に押し、微速前進にて離岸し漁港出入口付近では出港する船舶の有無を確認し、十分安全に注意し出港する。

(5) 堅田遊覧航路、堅田・雄琴遊覧航路、瀬田川湖南航路

乗客を安全に誘導し乗船完了後、乗客が椅子に腰を掛けた、または手摺等を持って安全を確保した事を確認した後、補助員は船長に報告し、再度船長がその状況を確認し、補助員が船首並びに船尾の係船ロープを解き微速前進にて離岸する。

(6) 人の運送をする内航不定期航路事業で運航する航路全域

乗客を安全に誘導し乗船完了後、乗客が椅子に腰を掛けた事を確認した後、補助員は船長に報告し、再度船長がその状況を確認し、補助員が船首並びに船尾の係船ロープを解き微速前進にて離岸する。

(着岸作業)

第7条 陸上作業員は、船舶の着岸時刻 5 分前までに、綱取作業の配置に着く。

- 2 陸上作業員は、迅速、確実に綱取作業を実施する。この場合、陸上作業員は、係留索の急緊

張等により危害を受けることのないよう十分注意する。

- 3 乗組員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。

(係留中の保安)

第8条 船長および運航管理者または運航管理補助者は、係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法、歩み板等の保安に十分留意する。

(旅客の下船)

第9条 (1) 瀬田川遊覧航路、プリンス瀬田川航路

- 1 船長は、船体が完全に着岸したことを確認したときは、その旨陸上作業員及び船内作業員に合図する。
- 2 船内作業員は、陸上作業員と協力して歩み板を架設し、架設完了を確認した後、旅客を誘導して下船させ、下船完了後、乗船作業に移行する。

(2) 岡崎桜回廊十石舟めぐり周遊航路

乗組員は、停船を確認し、浮棧橋に船舶が係留を完了した事を船長に報告し、乗客に立って頂き、順序よく安全に下船を誘導する。乗客が浮棧橋より陸上に無事上陸されるのを最後まで確認し乗船作業に移行する。

(3) 奥琵琶湖四季めぐり周遊航路

船長及び乗組員は完全に停船、係留が完了した事を確認した後、乗組員は渡り棧橋を設置し安全を確認しつつ、乗客に対し下船の準備を促し、順序よく安全に下船を誘導、介助し陸上へ安全に上陸されるのを確認する。

(4) 菅浦、大浦、海津桜遊覧航路

周遊終了後、漁港出入口付近に近づいた時点において、出港する船舶の有無を確認し、微速前進にて十分安全に注意して入港し乗船場所（専用岸壁）に右舷付にて接岸する。

陸上作業員は、右舷船首のロープをボートフック等で取り岸壁係留環にロープを取付け、その後船尾に移動し、乗組員より船尾係船ロープを受け取り岸壁係留環に取付完了後、渡り棧橋を設置し、陸上作業員及び乗組員は各配置につき十分な安全確認後、旅客の下船誘導を行う。

(5) 堅田遊覧航路

周遊終了後、マリーナ付近に近づいた時点において、造船所および出港する船舶の有無を確認し、微速前進にて十分安全に注意して入港し棧橋に左舷付にて接岸する。

陸上作業員は、右舷船首のロープを棧橋クリートにロープを取付け、その後船尾に移動し、乗組員より船尾係船ロープを受け取り棧橋クリートに取付完了後、渡り板を設置し、陸上作業員及び乗組員は十分な安全確認後、旅客の下船誘導を行う。

(6) 堅田・雄琴遊覧航路

周遊終了後、雄琴港入口防波堤に近づいた時点において出港する船舶の有無を確認し、微速前進にて十分安全に注意して入港し棧橋に左舷付にて接岸する。

陸上作業員は、左舷船首のロープを棧橋ビットおよび防舷材柱にロープを取付け、その後船尾に移動し、乗組員より船尾係船ロープを受け取り棧橋棧橋ビットおよび防舷材柱に取付完了後、渡り板を設置し、陸上作業員及び乗組員は十分な安全確認後、旅客の下船誘導

を行う。

(7) 瀬田川湖南航路

周遊終了後、瀬田川栈橋に近づいた時点において周囲を航行する船舶の有無を確認し、微速前進にて十分安全に注意して栈橋に左舷付にて接岸する。

陸上作業員は、左舷船首のロープを栈橋ビットおよび防舷材柱にロープを取付け、その後船尾に移動し、乗組員より船尾係船ロープを受け取り栈橋栈橋ビットおよび防舷材柱に取付完了後、渡り板を設置し、陸上作業員及び乗組員は十分な安全確認後、旅客の下船誘導を行う。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第10条 運航管理者は、発着場等の見やすい場所に旅客の遵守すべき事項等を掲示し、周知しなければならない。

- (1) 旅客は、乗下船時、係員の誘導に従うこと。
- (2) 船内においては、船長その他の乗組員の指示に従うこと。
- (3) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (4) その他旅客の遵守すべき事項

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第11条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

- (1) 旅客の禁止事項
- (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (5) 下船及び非常の際には係員の指示に従うこと
- (6) その他旅客の遵守すべき事項

第12条 船長は、救命胴衣の着用に関し、旅客に対し以下の措置を講じなければならない。

- (1) 暴露甲板に乗船している旅客には、救命胴衣を着用させるよう努めること。
- (2) 12歳未満の児童には、船室内にいる場合を除き、常時、救命胴衣を着用させること。
- (3) 気象、湖象・河川の現象の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断される場合は、救命胴衣を着用させること。
- (4) 前(1)(2)項は菅浦、大浦、海津桜遊覧航路に適用する。

附 則

この規程は、令和2年7月1日より実施する。

この規程は、令和4年3月1日改訂、3月5日より実施する。

この規程は、令和5年4月27日改訂、実施する。

この規程は、令和6年4月13日改訂、実施する。

この規程は、令和5年4月27日改訂、実施する。

この規程は、令和 7 年 4 月 5 日改訂、実施する。

事 故 処 理 基 準

令和7年4月5日
株式会社全兵衛造船所

目 次

第1章	総則
第2章	事故等発生時の通報
第3章	事故の処理等

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、当社の運航中の船舶に係る事故等の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故等処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに、事故等の原因等を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

(事故等の範囲)

第2条 この基準において、「事故」とは当社の運航中の船舶に係る(1)～(4)に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び(5)の事態（以下「インシデント」という。）をいう。

- (1) 旅客、乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病又はその他の人身事故（以下「人身事故」という。）
- (2) 衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の海難事故
- (3) 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害
- (4) 強取（乗っ取り）、殺人、傷害又は暴行・脅迫等の不法行為による運航の阻害
- (5) 前記(1)～(3)の事象に至るおそれの大きかった事態

(軽微な事故への準用)

第3条 本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の当社の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

第2章 事故発生時の通報

(非常連絡)

第4条 船長は、事故の状況を運行管理者に報告する場合は速報を旨とし、判明したものから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

- 2 船長の警察官署等への連絡は、初動時は「110番」による。以後、別表「官公署連絡表」により最寄りの警察官署等に行うものとする。
- 3 運行管理者は事故が発生したときは、速やかに、事故の状況について判明したものから逐次電話（FAXを含む）又は口頭で運輸局等に報告するものとし、インシデントが発生したときは、被害発生にまで及ばない状況を見極めた上、後日資料化するものとするが、同種事案が再発する可能性が高い場合は、遅滞なく、その状況を運輸局等に報告するものとする。非常連絡事項を記載した報告様式を（FAX用紙）を船舶及び事務所に備え置くものとする。
- 4 非常連絡は、原則として、次表によるものとする。ただし、事故の内容によっては、運行管理者の判断で、運輸局等及び警察官署等を除き連絡すべき範囲を限定することができる。

(非常連絡表)

- 1) 瀬田川遊覧航路、プリンス瀬田川航路
人の運送をする内航不定期航路事業で運航する航路全域
別紙参照
- 2) 岡崎桜回廊十石舟めぐり周遊航路 別紙参照

- 3) 奥琵琶湖四季めぐり周遊航路 別紙参照
- 4) 菅浦、大浦、海津桜遊覧航路 別紙参照
- 5) 堅田遊覧航路、堅田・雄琴遊覧航路、瀬田川湖南航路 別紙参照

(非常連絡事項)

第5条 事故等が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。

(1) 全事故等に共通する事項

- ① 船名、② 日時、③ 場所、④ 事故等の種類、⑤ 死傷者の有無、⑥ 救助の要否、
⑦ 当時の気象・湖象・河川の現象

(2) 事故等の態様による事項

	事故等の種類	連絡事項
a	衝突	① 衝突の状況（衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近状況） ② 船体、機器の損傷状況 ③ 浸水の有無（あるときはd項） ④ 流出油の有無（あるときは、その程度及び防除措置） ⑤ 自力航行の可否 ⑥ 相手船の船種、船名、総トン数、(用)船主、船長名（できれば住所、連絡先）一船舶衝突の場合 ⑦ 相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等） 一船舶衝突の場合
b	乗揚げ	① 乗揚げの状況（乗揚げ時の針路・速力、海底との接触箇所、船体傾斜、吃水の変化、陸岸との関係等） ② 船体周囲の水深、底質及び付近の状況 ③ 潮汐の状況、船体に及ぼす風潮、波浪の影響 ④ 船体・機器の損傷状況 ⑤ 浸水の有無（あるときはd項） ⑥ 離礁の見通し及び陸上からの救助の可否 ⑦ 流出油の有無（あるときは、その程度及び防除措置）
c	火災	① 出火場所及び火災の状況 ② 出火原因 ③ 船体、機器の損傷状況 ④ 消火作業の状況 ⑤ 消火の見通し

d	浸 水	① 浸水個所及び浸水の原因 ② 浸水量及びその増減の程度 ③ 船体、機器の損傷状況 ④ 浸水防止作業の状況 ⑤ 船体に及ぼす風浪の影響 ⑥ 浸水防止の見通し ⑦ 流出油の有無（あるときは、その程度及び防除措置）
e	強取、殺人傷害、暴行等の不法行為	① 事件の種類 ② 事件発生の端緒及び経緯 ③ 被害者の氏名、被害状況等 ④ 被疑者の人数、氏名等 ⑤ 被疑者が凶器を所持している場合は、その種類、数量等 ⑥ 措置状況
f	人身事故 (行方不明を除く)	① 事故の発生状況 ② 死傷者数又は疾病者数 ③ 発生原因 ④ 負傷又は疾病の程度 ⑤ 応急手当の状況 ⑥ 緊急下船の必要の有無
g	旅客、乗組員等の行方不明	① 行方不明が判明した日時及び場所 ② 行方不明の日時、場所及び理由（推定） ③ 行方不明者の氏名等 ④ 行方不明者の遺留品等
h	その他の事故	① 事故の状況 ② 事故の原因 ③ 措置状況
I	インシデント	① インシデントの状況 ② インシデントの原因 ③ 措置状況

第3章 事故の処理等

(船長のとるべき措置)

第6条 事故が発生したときに、旅客の安全、船体の保全のために船長が講ずべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

(1) 水難事故の場合

- ① 損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
- ② 人身事故に対する早急な救護
- ③ 連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④ 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
- ⑤ 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

(2) 不法事件の場合

- ① 被害者に対する早急な救護
- ② 不法行為者の隔離又は監視
- ③ 連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④ 旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
- ⑤ 不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

(運航管理者のとるべき措置)

第7条 運航管理者は、通常連絡、入港連絡等の船長からの連絡が異常に遅延している場合又は連絡なしに入港が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

2 運航管理者は、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係警察官署等に連絡するとともに第4条（非常連絡）に従って関係者に通報しなければならない。

3 事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないときに運航管理者がとるべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

- (1) 事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
- (2) 警察官署への救助要請
- (3) 行方不明者の搜索又は本船の救助のための搜索船又は救助船等の手配
- (4) 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
- (5) 船長に対する必要事項の連絡及び助言
- (6) 医師、病院、宿舍の手配等の旅客の救護のための措置
- (7) 乗船客の氏名の確認及びその連絡先への通知

(事故処理組織)

第8条 事故処理の組織、編成及び職務は次表のとおりとする。

事故処理組織表

	職務
経営トップ	総指揮
安全統括管理者 運航管理者 運航管理補助者	総指揮補佐又は総指揮
救難対策班 班長 班員	事故実態の把握、事故関係情報の収集、船舶及び関係機関との連絡、救援の実施、その他救難に必要な事項に関する こと。
旅客対策班 班長 班員	旅客及び被災者の把握、被災者の救援、欠航便の旅客処理 その他旅客対策に関すること。
庶務対策班 班長 班員	被災者の近親者への連絡及び世話、報道関係者の応対（発 表を除く。）、救援関係物資の調達・補給、その他庶務に関 すること。

(医療救護の連絡等)

第9条 船長及び運航管理者は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合はその医師の協力を要請することとし、不在の場合は別表「医療機関連絡表」により最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。

(現場の保存)

第10条 船長及び運航管理者は、事故の処理後関係警察官署等と連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行うとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

附 則

この規程は、令和2年7月1日より実施する。

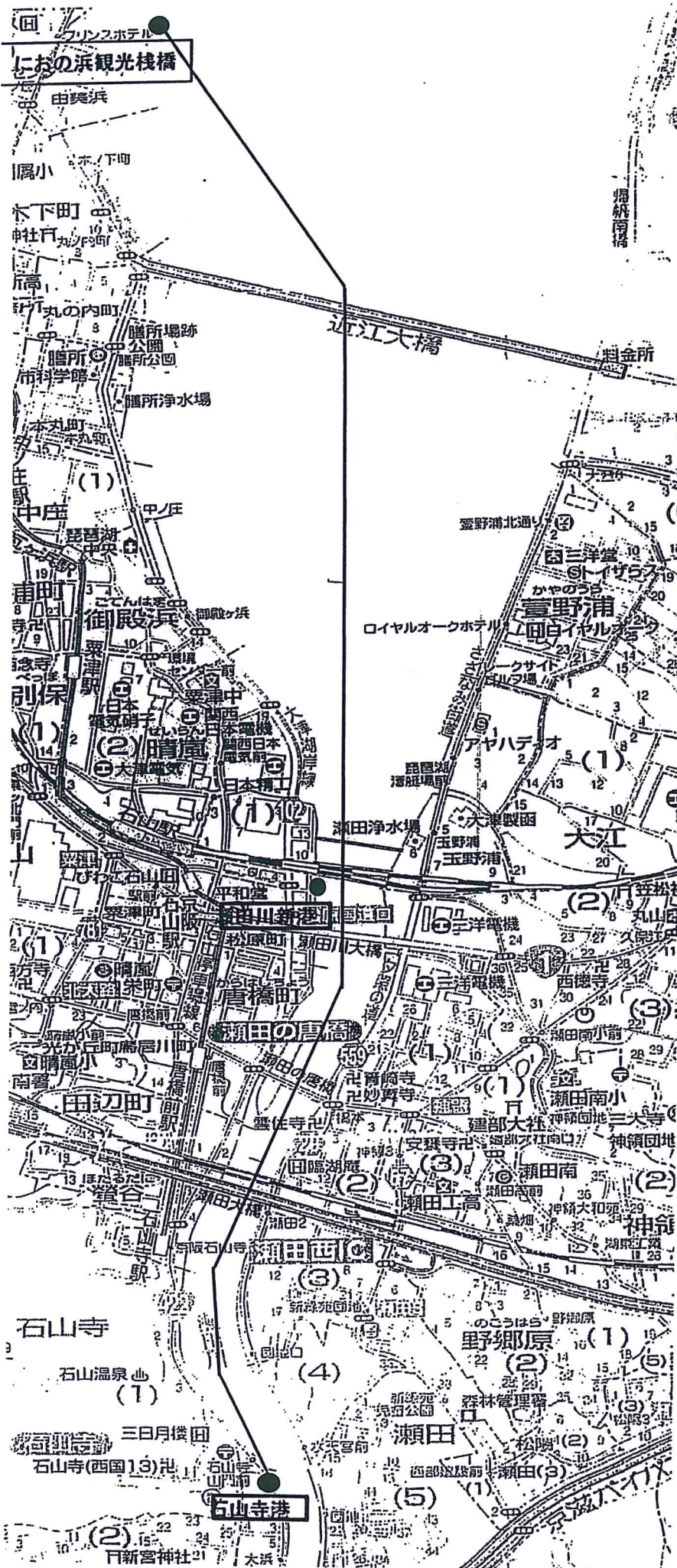
この規程は、令和4年3月1日改訂、3月5日より実施する。

この規程は、令和5年4月27日改訂、実施する。

この規程は、令和6年4月13日改訂、実施する。

この規程は、令和5年4月27日改訂、実施する。

この規程は、令和7年4月5日改訂、実施する。



【新 運航基準】 (基準経路)

第6条 1)瀬田川遊覧航路
航路は、運航基準図に記載の通り
入出港以外は河川幅のほぼ中央を
航行する。但し、通行船舶・漁船等により、船舶のふくそうを要する場合は
船長の判断により安全な経路をとる。

1便目

におの浜観光棧橋

↓
石山寺港

距離 約5km
所要時間 30分(離着岸含む)
航海速力 6.0kt
航路 航路ブイに従い航行

瀬田川コースA
瀬田川コースB

【新】基準航路
基準航路図(2便～6便)

瀬田川コースA

石山寺港 瀬田川新港
距離 約6km
所要時間 28分(離着時間含む)
航海速力 5.7ノット
航路 河川幅の中央を航行

瀬田川新港 石山寺港
距離 約1.9km
所要時間 17分(離着時間含む)
航海速力 5.7ノット
航路 河川幅の中央を航行

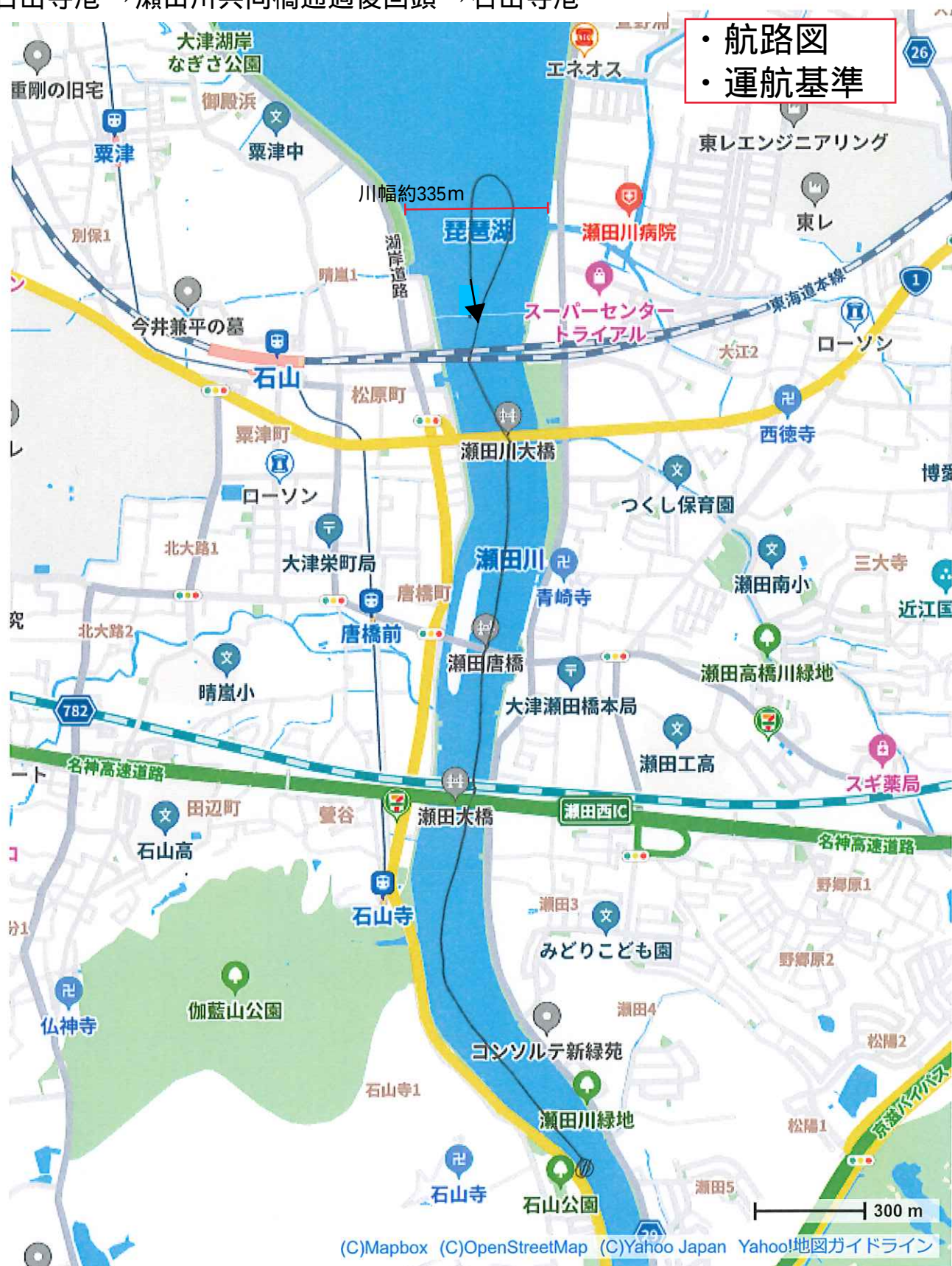


地図データ ©2019 Google、ZENRIN 200 m

瀬田川遊覧航路

瀬田川コースB

石山寺港 → 瀬田川共同橋通過後回頭 → 石山寺港



速力 6 ノット

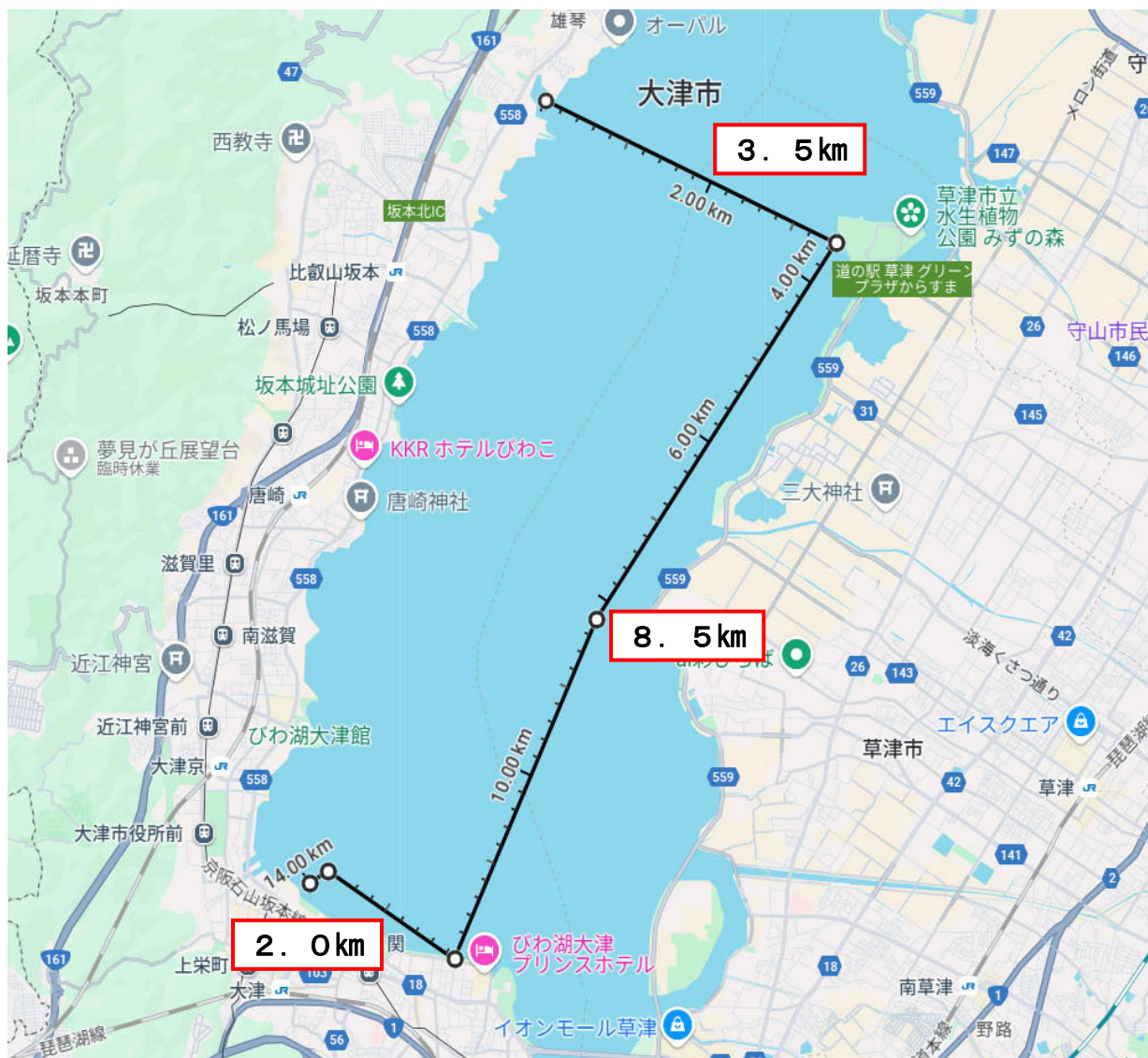
航行時間 30分

回頭位置の川幅 335m

航行距離 5.2km

南びわ湖コースA、南びわ湖コースB

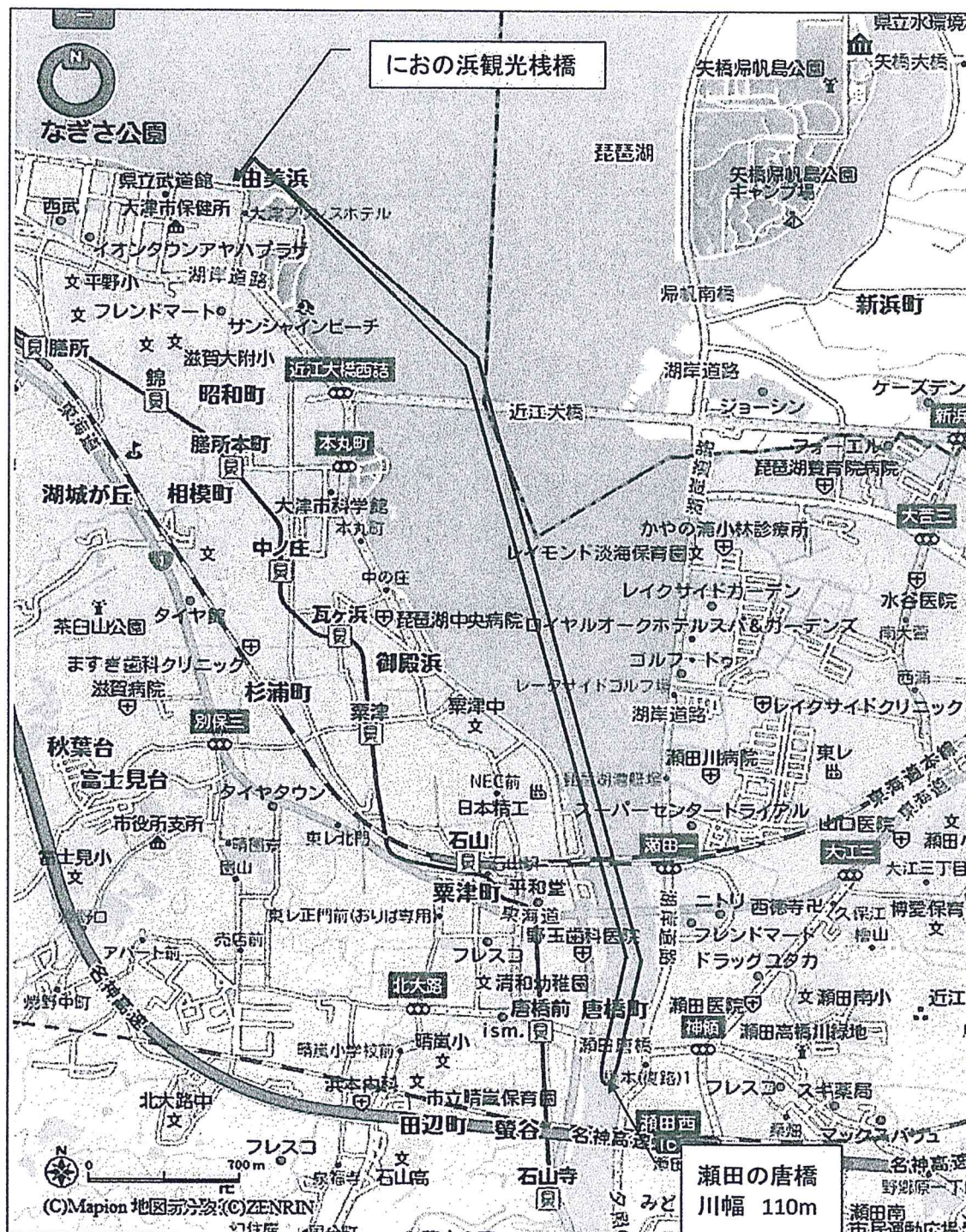
航路図・速力基準図 (新)



区 間	距 離	航海速力	航海時間
におの浜観光棧橋⇄烏丸半島	8.5 km	平均6ノット	45分(着棧待機時間含む)
おごと温泉港⇄烏丸半島港	3.5 km	7.5ノット	15分(着棧待機時間含む)
におの浜観光棧橋⇄大津港	2.0 km	6ノット	15分(着棧待機時間含む)

※速度制限水域は7ノット以下で航行

<航路図>



◎運航基準

におの浜観光棧橋 → 瀬田の唐橋(回頭) → おの浜観光棧橋

距離	9km
所要時間	60分
航海速力	6.0ノット
航路	航海ブイに従い航行

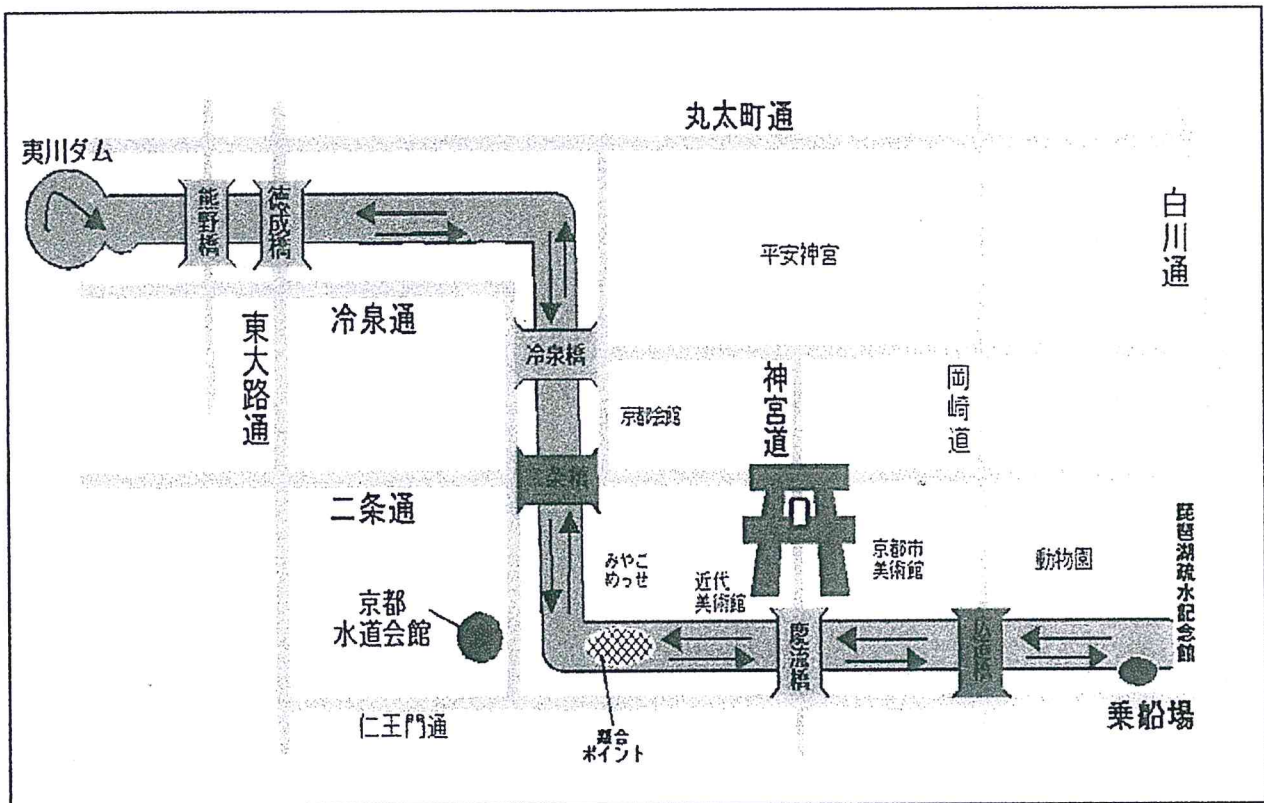
基準航路は、運航基準図に記載のとおり入出港時以外は疏水のほぼ中央を航行する。
但し、2隻で航行するにあたり離合ポイントにて離合する際は、船長の判断により安全な経路をとる。

十石舟運航コース

往復約3km

所要時間25分

広道橋及び二条橋は橋桁が低く、屋根を下げる



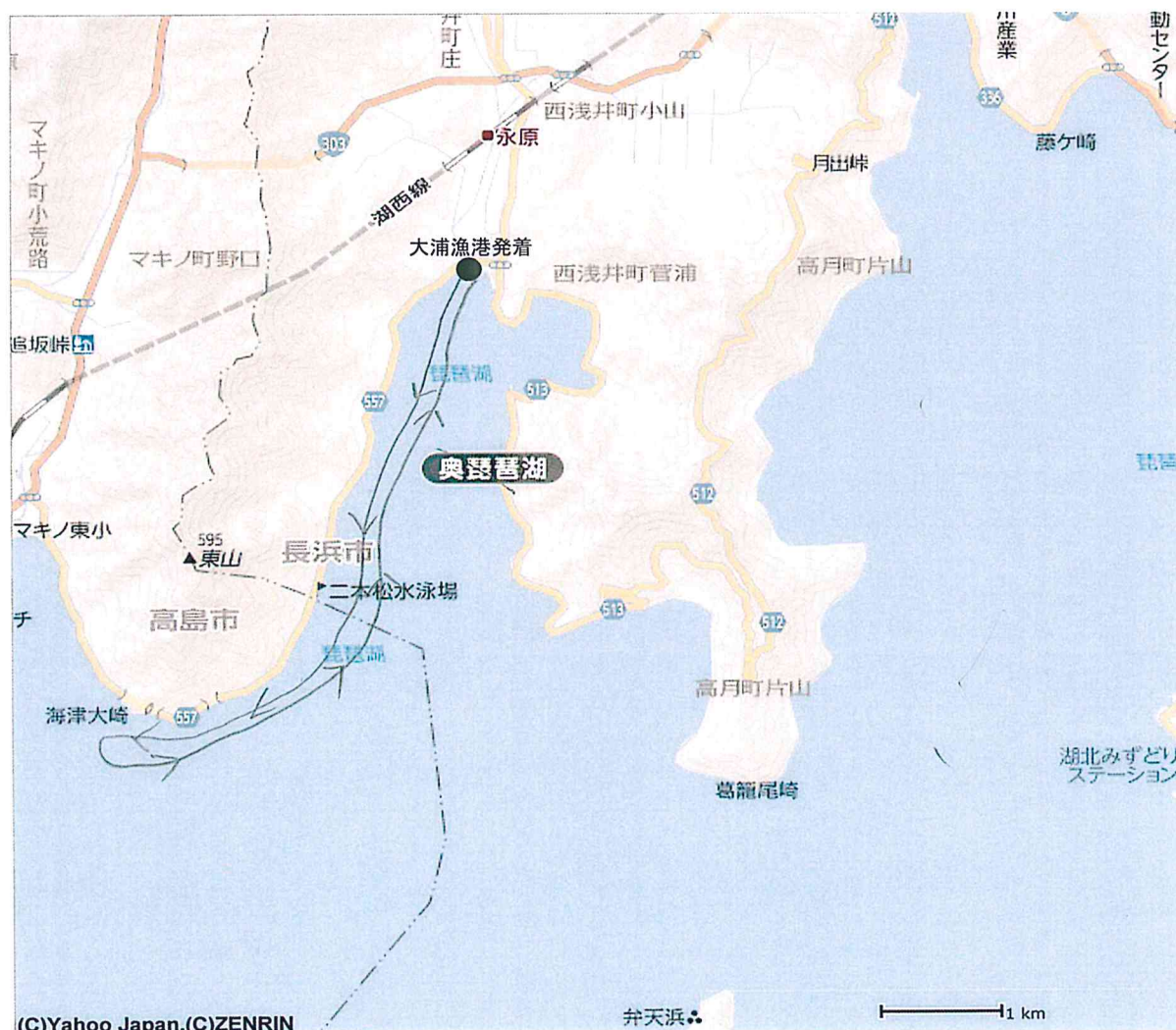
・運航基準

第3章 船舶の航行
(運航基準図等)

第6条 基準経路

【新】基準経路

3) 奥琵琶湖四季めぐり周遊航路



菅浦、大浦、海津桜遊覧航路 航路図



堅田周遊航路

LWYC棧橋 → 小野駅沖回頭 → 浮御堂沖回頭 → LWYC棧橋

- 航路図
- 運航基準



- ・航路図
- ・運航基準図

堅田・雄琴遊覧航路

雄琴港棧橋 → 琵琶湖大橋通過 → 真野川沖河口回頭 → 雄琴港棧橋



地図データ ©2023 500 m

距離を測定

総面積: 79,206.07 平方メートル (852,566.99 平方フィート)

合計距離: 13.40 km (8.32 マイル)

平均速力 7.5 ノット

(航行制限区域は7ノット以下で航行)

航行時間 60分

回頭位置の川幅 1.0 km

航行距離 13.4 km

航行ブイ・左舷側湖岸に沿って航行

- 航路図
- 運航基準図

●瀬田川湖南航路

Aコース（基本航路）

瀨田川棧橋→大津港沖→琵琶湖大橋手前回頭

→ 大津港沖 → 瀬田川洗堰回頭 → 瀬田川棧橋

航行距離 約 4 6 , 5 4 0 m

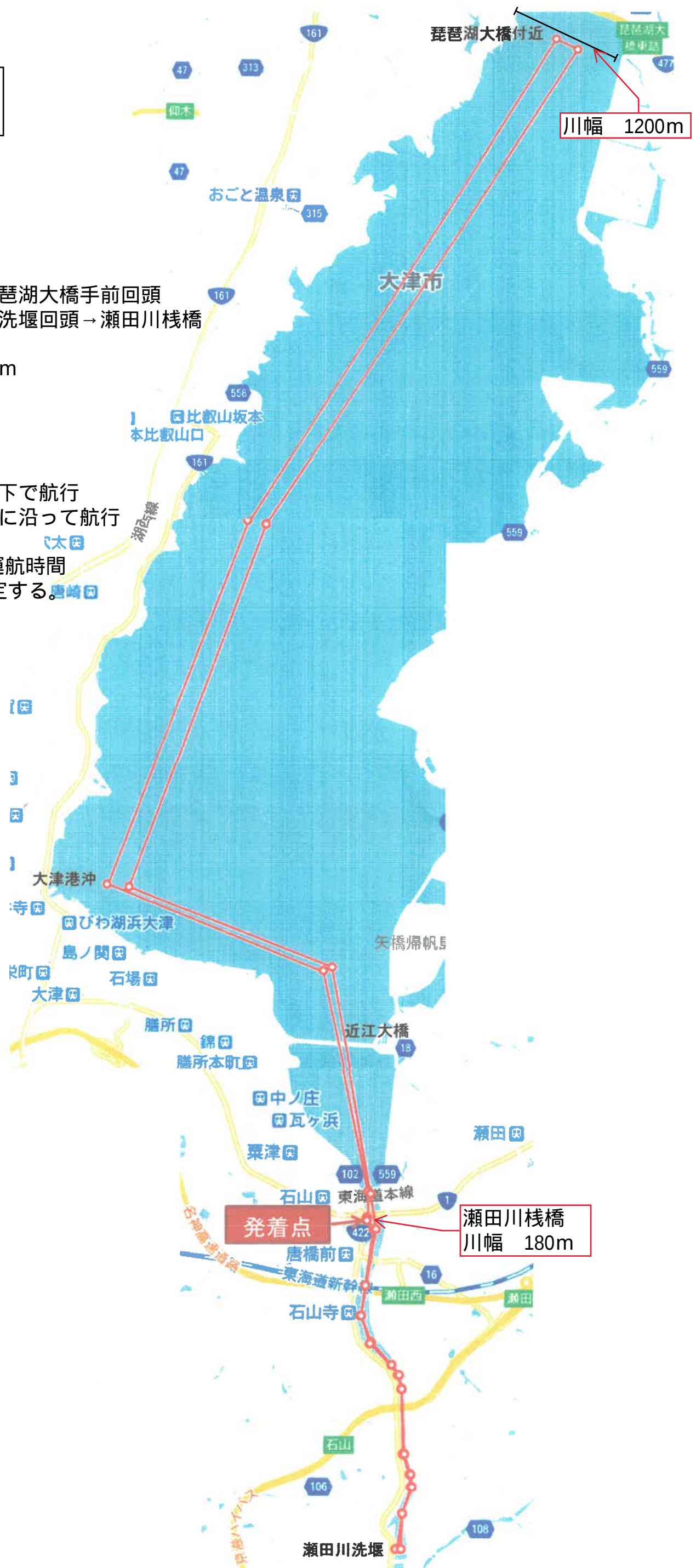
航行時間 約3時間30分

平均速力 7 ノット

- ・ 南湖では最速8.5Kt.
- ・ 景勝地、回頭時約6Kt.
- ・ 航行制限区域は7Kt. 以下で航行
- ・ 航行ブイ・湖東側湖岸に沿って航行

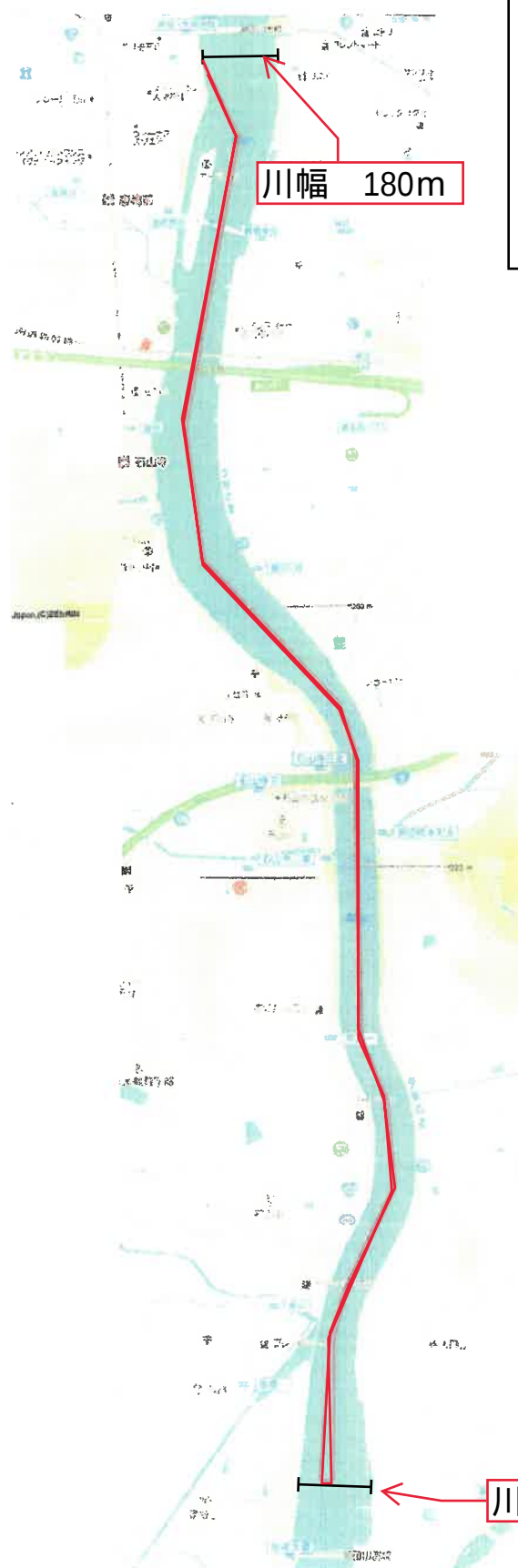
A の基本航路を基準に運航時間

により運航コースを設定する。



Bコース

瀬田川棧橋→瀬田川洗堰回頭→瀬田川棧橋



B-1コース

航行速力 平均4.2ノット

航行時間 約1時間10分

航行距離 約8,960m

B-1コース

航行速力 3.7ノット

航行時間 約1時間20分

Cコース

瀬田川栈橋→大津港沖→瀬田川栈橋

航行速力 平均5.9ノット

航行時間 約1時間10分

航行距離 約12,800m

Dコース

瀬田川栈橋→大津港沖（一時停泊）→瀬田川栈橋

航行速力 3ノット

航行時間 約2時間15分

停泊中は航路を外れないこと

停泊中は他船の運航を妨げないこと



E コース

瀬田川栈橋→近江大橋通過後回頭→瀬田川栈橋

航行速力 5.5ノット

航行時間 約30分

航行距離 約5550m



びわ湖の天気予報は彦根気象台 ☎0749-177又は☎0749-22-6141

1 : 123,000

水質自動測定局等位置	北緯	東經
●1 北湖湖心 N (北) 局	35° 23' 11"	136° 08' 02"
●2 安曇川沖綜合自動観測所	35° 18' 37"	136° 09' 17"
●3 北湖湖心 S (南) 局	35° 11' 02"	135° 58' 53"
●4 雄琴沖綜合自動観測所	35° 05' 47"	135° 54' 46"
●5 南湖湖心局	35° 02' 35"	135° 53' 56"
沖の白石	35° 17' 33"	136° 07' 58"

()内の経緯度数値は世界測地系による

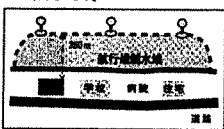
① 興田ヨット店	☎07-522-7771	⑤ 志賀ヨットクラブ	☎07-594-1145
② 興隆大津波資料館	☎07-521-6954	⑥ B S C	☎07-592-0220
③ 松原造船	☎07-522-7158	⑦ 塩菜マリーナ	☎07-592-0187
④ 物産ヨットハーブ	☎07-527-1141	⑧ 長島マリーナ	☎0748-32-5802
⑤ わむこマリーナ	☎07-524-0188	⑨ 花巻マリーナ	☎07-565-1212
⑥ 西郷マリーナ	☎07-578-0305	⑩ 旭川スリムヨットクラブ	☎07-572-2114
⑦ K R R わむこ	☎07-578-2020	⑪ 大川島マリーナ	☎07-573-5533
⑧ ツツミマリーナ	☎07-578-0333	⑫ NESTマリーナ	☎07-585-0125
⑨ 花川(マリーナ)喜恵島	☎07-578-2182	⑬ ヒラノヨットクラブ	☎07-594-3545
⑩ 海菜マリーナ	☎07-578-0284	⑭ フレ	☎07-594-6656
⑪ 花川マリーナ	☎07-578-4037	⑮ オーダーリープ	☎07-578-5554
⑫ 名越マリーナ	☎07-574-0701	⑯ オールドのブラス	☎07-578-7161
⑬ 大橋マリーナ	☎07-572-0483	⑰ 海菜マリーナ	☎07-563-7717
⑭ 大のポットハウス	☎07-572-0772		

a	大津市	静冈县	沼津市
b	大津市	岐阜县	岐阜市
c	大津市	爱知县	名古屋市中区
d	大津市	三重县	津市
e	大津市	奈良县	奈良市
f	大津市	和歌山县	和歌山市
g	大津市	大阪府	大阪市
h	大津市	京都府	京都市
i	大津市	兵库县	神户市
j	大津市	福冈县	福岡市
k	大津市	佐贺县	佐贺市
l	大津市	熊本县	熊本市
m	大津市	鹿儿岛县	鹿儿岛市
n	大津市	那霸市	那霸市
o	大津市	冲绳县	那霸市
p	大津市	北海道	札幌市
q	大津市	青森县	青森市
r	大津市	岩手县	盛冈市
s	大津市	秋田县	秋田市
t	大津市	山形县	山形市
u	大津市	宫城县	仙台市
v	大津市	福岛县	福岛市
w	大津市	茨城县	水户市
x	大津市	栃木县	宇都宫市
y	大津市	群马县	前桥市
z	大津市	埼玉县	さいたま市

①規制水域内では、原則航行禁止です。
ただし、次のような場合は、最短経路を
船に通過すれば航行できます。

- ・ 観望船
- ・ 規制水域内での停泊場所間の移動
- ・ 水雷その他の非常事態の発生時

②停止命令の違反には30万円以下の罰金が
科せられます。



大津水上派出所 ☎077-525-1415 高島水上派出所 ☎0740-36-1550 近江八幡水上派出所 ☎0748-32-8310
 暨田水上派出所 ☎077-573-1463 彦根水上派出所 ☎0749-23-5312 長浜水上派出所 ☎0748-63-3791

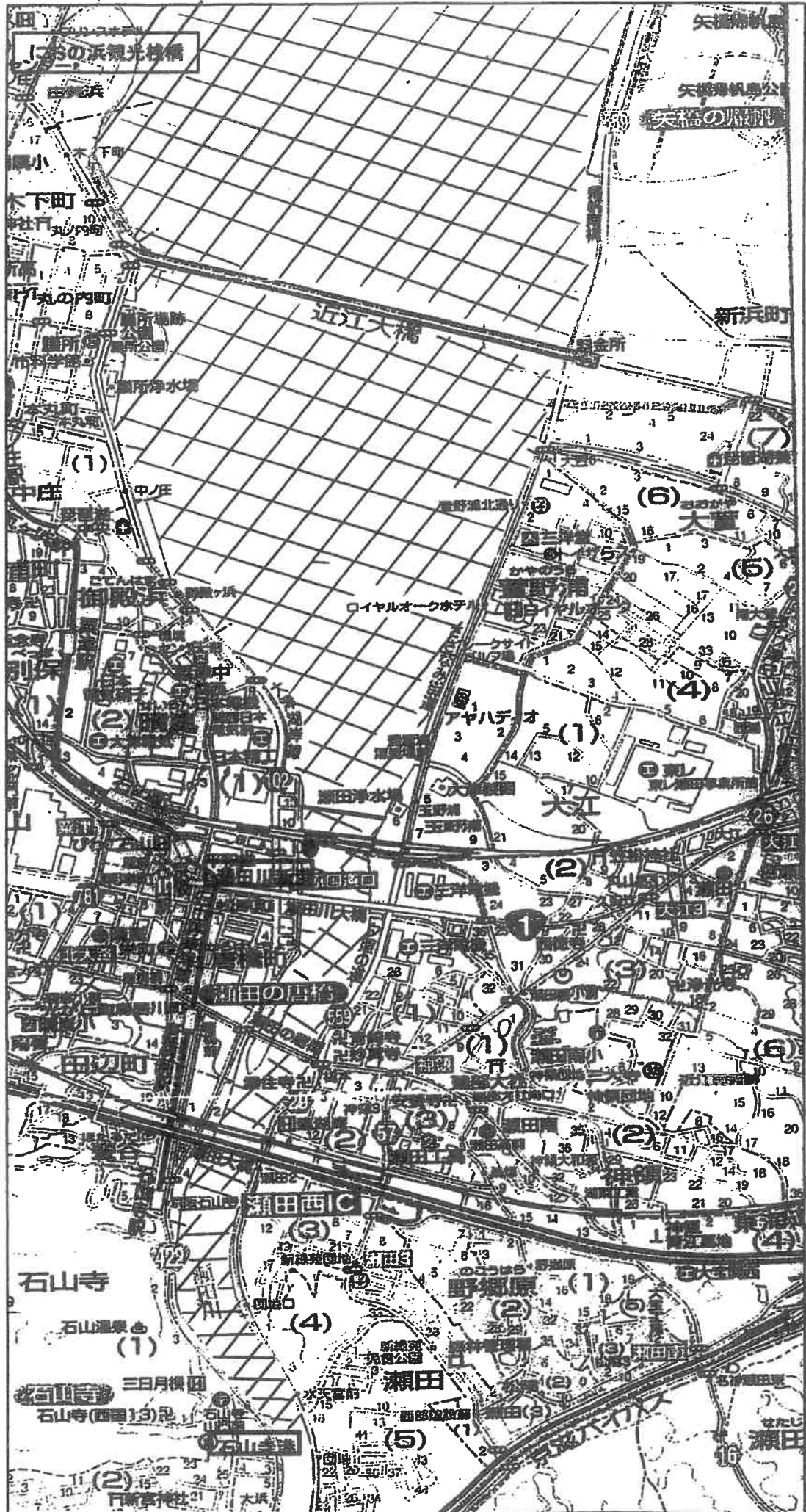
竹生島一周 2.7キ口
多景島一周 0.6キ口
沖ノ島一周 6.5キ口

[illegible]

滋賀県環境保全課・琵琶湖レジャー対策室
☎077-528-3485(直通)

滋賀県琵琶湖水上安全条例に関しては —
滋賀県警察本部地域課・水上等安全対策室
☎ 077-522-1231 (内線 3528)

滋賀県小型船協会
TEL・FAX 077-525-3374



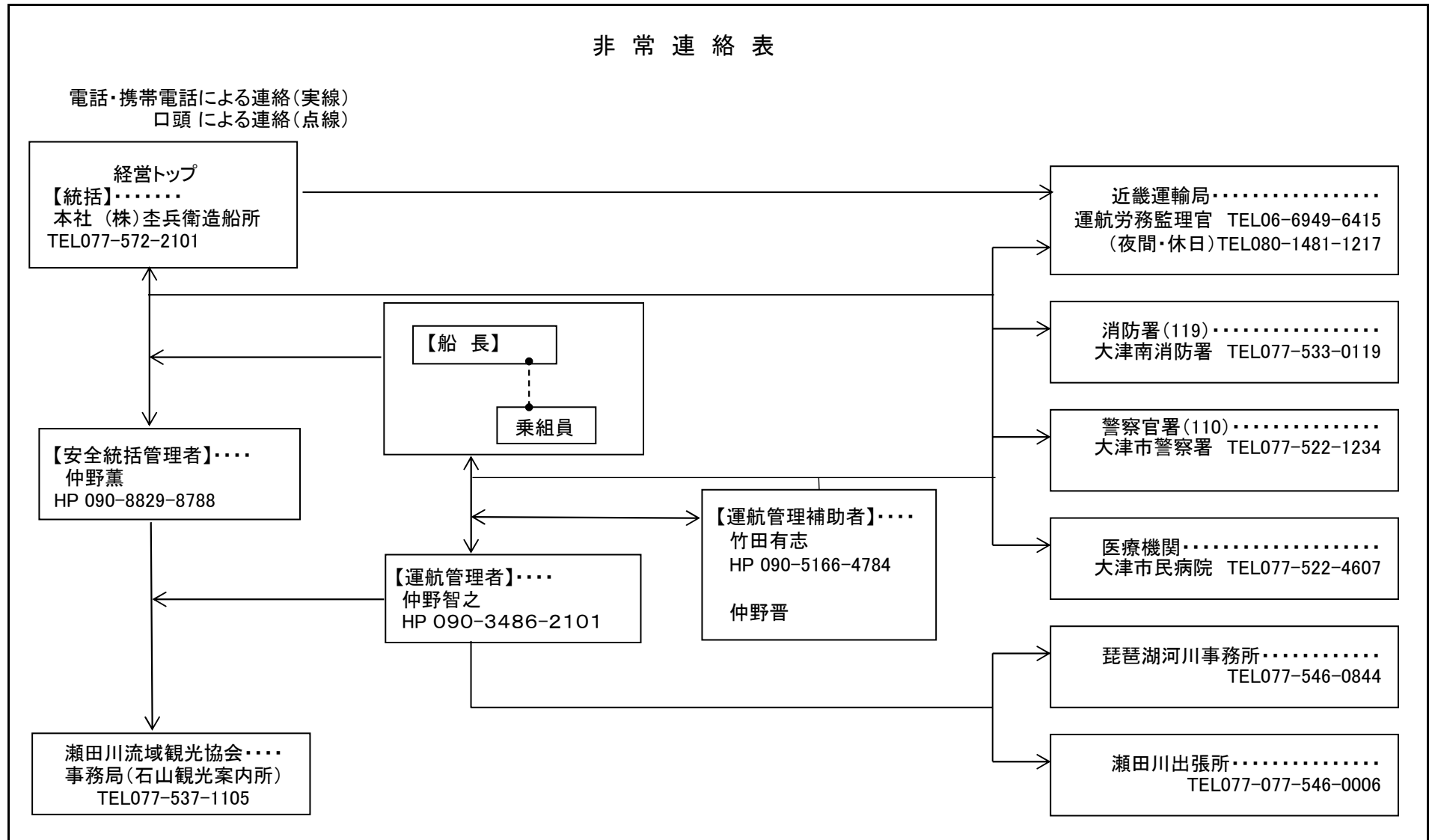
・事故処理基準

第2章 事故発生 の 通報

(非常連絡表)

第4条

1) 瀬田川遊覧航路、プリンス瀬田川航路



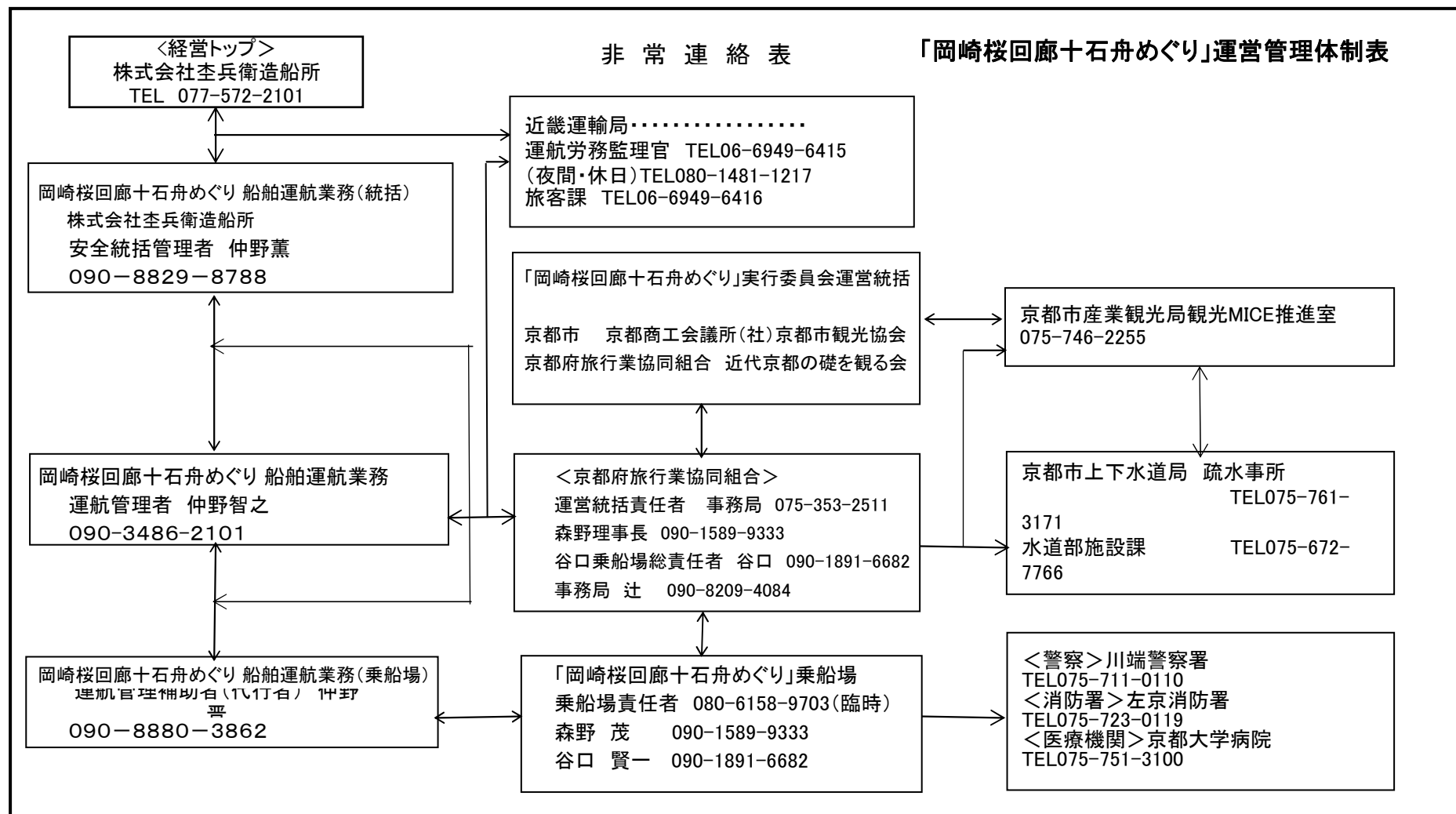
・事故処理基準

第2章 事故発生の通報

(非常連絡表)

第4条

2) 岡崎桜回廊十石舟めぐり周遊航路



・事故処理基準

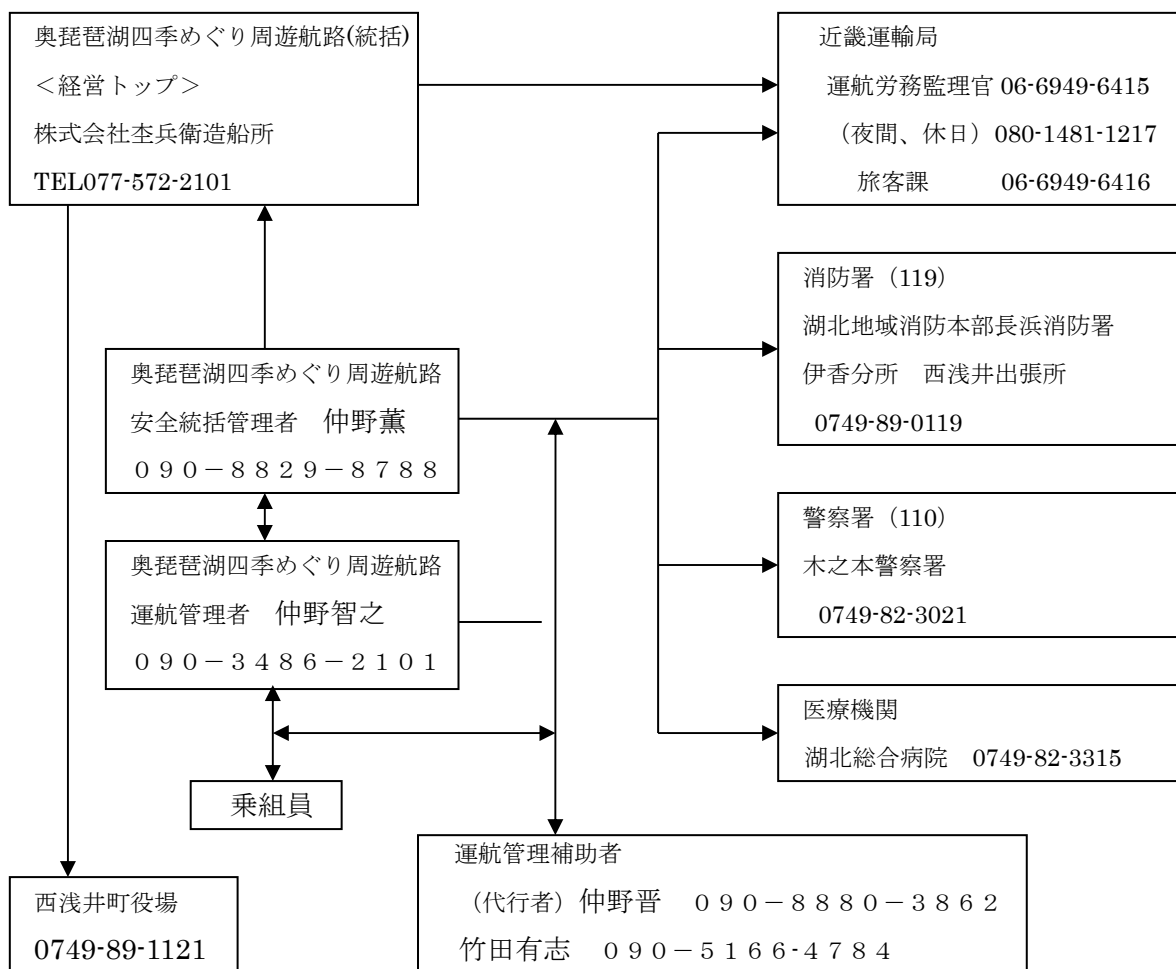
第2章 事故発生時の通報

(非常連絡表)

第4条

3) 奥琵琶湖四季めぐり周遊航路

非 常 連 絡 表



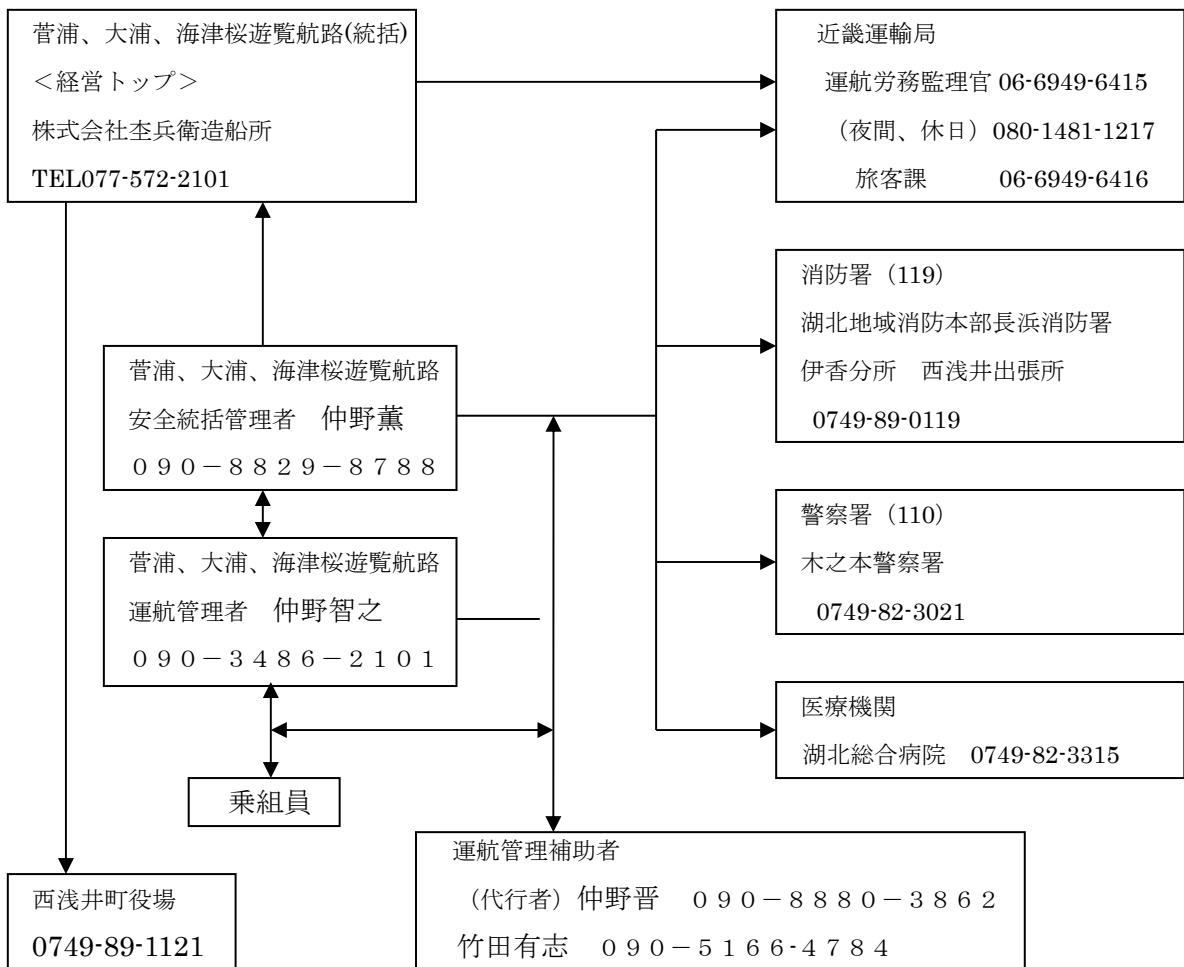
第2章 事故発生時の通報

(非常連絡表)

第4条

4) 菅浦、大浦、海津桜遊覧航路

非常連絡表



・事故処理基準

第2章 事故発生時の通報
(非常連絡表)

第4条

(5) 堅田遊覧航路、堅田・雄琴遊覧航路、瀬田川湖南航路

